

新株式発行届出目論見書

カブアンド種類株式第3期募集

KABU&

カブアンド

1. この目論見書により行う株式 3,600,000 千円(見込額)の募集については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を 2025 年 10 月 28 日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。したがって発行価格等について今後訂正が行われます。
なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。
2. この目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第四部 特別情報」に記載されている内容を除いた内容と同一のものであります。
3. 当社は、2025 年 4 月 25 日付で「カブアンド種類株式第2期募集」について、有価証券届出書を関東財務局長に提出しております。当該カブアンド種類株式第2期募集に係る新株式発行届出目論見書は、この新株式発行届出目論見書とは別に作成および交付されますので、当該種類株式の内容等は、この新株式発行届出目論見書には記載されておられません。

新株式発行届出目論見書

株式会社カブ&ピース
東京都港区虎ノ門四丁目1番1号

目次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【株式募集の方法及び条件】	5
3 【株式の引受け】	7
4 【新規発行による手取金の使途】	7
第2 【売出要項】	8
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	9
第3 【第三者割当の場合の特記事項】	13
第二部 【企業情報】	14
第1 【企業の概況】	14
1 【主要な経営指標等の推移】	14
2 【沿革】	16
3 【事業の内容】	17
4 【関係会社の状況】	19
5 【従業員の状況】	20
第2 【事業の状況】	21
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	21
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】	23
3 【事業等のリスク】	24
4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	28
5 【経営上の重要な契約等】	36
6 【研究開発活動】	40
第3 【設備の状況】	41
1 【設備投資等の概要】	41
2 【主要な設備の状況】	41
3 【設備の新設、除却等の計画】	41
第4 【提出会社の状況】	42
1 【株式等の状況】	42
2 【自己株式の取得等の状況】	54
3 【配当政策】	54
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	54
第5 【経理の状況】	61
1 【財務諸表等】	62
第6 【提出会社の株式事務の概要】	109
第7 【提出会社の参考情報】	110
1 【提出会社の親会社等の情報】	110
2 【その他の参考情報】	110
第三部 【提出会社の保証会社等の情報】	111
第1 【保証会社情報】	111
第2 【保証会社以外の会社の情報】	111
第3 【指数等の情報】	111
監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年10月28日
【会社名】	株式会社カブ&ピース
【英訳名】	KABU&PEACE Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 前澤 友作
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 1 号
【電話番号】	03-4400-6529
【事務連絡者氏名】	執行役員 コーポレート部門長 山崎 正貴
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 1 号
【電話番号】	03-4400-6529
【事務連絡者氏名】	執行役員 コーポレート部門長 山崎 正貴
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	一般募集 3,600,000,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
株式会社カブ&ピース カブアンド種類株式 (以下「カブアンド種類株式」といいます。)	600,000,000株	株主の権利内容において普通株式と異なる種類株式 カブアンド種類株式に係るその他の内容につきましては、後記「摘要(カブアンド種類株式の内容)」をご参照ください。

- (注) 1. 本有価証券届出書によるカブアンド種類株式に係る募集(以下「本募集」といいます。)は、2025年10月28日付の当社株主総会(以下「本株主総会」といいます。)において決議されております。
2. 本有価証券届出書に記載のカブアンド種類株式の発行数600,000,000株は、本株主総会において決議されたカブアンド種類株式の発行数の見込数(上限数)であり、本有価証券届出書提出日現在では発行数は確定しておりません。また、当該見込数は当社の事業の計画に基づいて算出した発行数であり、当社グループの事業の進捗等により、大幅に減少する可能性があります。発行数および発行価格は、現時点ではそれぞれ600,000,000株および6ないし10円としておりますが、2026年4月27日(条件決定日)に、その時点における山田コンサルティンググループ株式会社(以下「本評価機関」といいます。)によるカブアンド種類株式の評価額を勘案したうえで改めて決定します。
3. 当社は、普通株式およびカブアンド種類株式の異なる種類の株式について定款に定めています。普通株式は、完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。普通株式およびカブアンド種類株式はいずれも単元株式数が定められておらず同一ですが、カブアンド種類株式には株主総会における議決権が付されておられません。これは、カブアンド種類株式が当社の上場前に広く公募され多くの利用者に保有されることが想定されるなか、上場に向けた準備を含む当社グループの重要な業務を円滑に執行するためであります。当社普通株式が上場する場合には、当社は、カブアンド種類株式1株当たり普通株式1株を対価としてカブアンド種類株式を取得することができます。

摘要(カブアンド種類株式の内容)

カブアンド種類株式の内容は以下のとおりであります。

イ 剰余金の配当

当社は、当社普通株式(以下「普通株式」といいます。)に対して剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたカブアンド種類株式を有する株主(以下「カブアンド種類株主」といいます。)またはカブアンド種類株式の登録株式質権者(以下カブアンド種類株主とあわせて「カブアンド種類株主等」と総称します。)に対し、カブアンド種類株式1株につき、普通株式1株当たりの配当金と同額の配当を、普通株式を有する株主(以下「普通株主」といいます。)および普通株式の登録株式質権者(以下普通株主とあわせて「普通株主等」と総称します。)と同順位にて行います。

ロ 残余財産の分配

当社は、カブアンド種類株主等に対しては、残余財産の分配を行いません。

ハ 議決権

カブアンド種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を有しません。

ニ 種類株主総会の決議

- (1) 種類株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行います。
- (2) 会社法第324条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (3) 当社は、当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、カブアンド種類株主を構成員とする種類株主総会(以下「カブアンド種類株主総会」といいます。)の決議を要しない旨を定款に定めています。ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではありません。

- (4) カブアンド種類株式については、会社法第199条第4項、第200条第4項、第238条第4項、第239条第4項、第795条第4項および第816条の3第3項の規定によるカブアンド種類株主総会の決議を要しません。
- ホ 相続人等に対する売渡しの請求
当社は、相続その他の一般承継によりカブアンド種類株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができます。
- ヘ 会社による普通株式対価の取得条項
当社は、当社の発行する株式につきいずれかの金融商品取引所への上場の申請を行うことが取締役会で承認された場合には、取締役会が定める日において、その日に当社が発行するカブアンド種類株式の全部(当社が保有するカブアンド種類株式を除きます。)を取得し、カブアンド種類株式1株を取得するのと引換えに、カブアンド種類株主に対して、普通株式1株を交付することができます。ただし、この場合の取得の対価は、株式の分割または併合等があった場合はこれに応じて調整します。
- ト 会社による無償の取得条項
当社は、カブアンド種類株主が反社会的勢力に該当する場合(注)で、かつ取締役会の承認がなされた場合には、当該カブアンド種類株主が保有するカブアンド種類株式を無償で取得することができます。
(注) 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者をいいます。
カブアンド種類株主が反社会的勢力に該当するか否かは、当該株主に関する情報(氏名・住所・生年月日)とデータベースとの照合により確認し、本募集に係る割当て時点に加え、月毎、四半期毎等の一定期間毎に当該確認を実施する予定です。
- チ 会社による金銭対価の取得条項
(1) 当社は、当社がカブアンド種類株主を当社のサービスの会員から強制的に退会させる場合で、かつ取締役会の承認がなされた場合には、当該カブアンド種類株主が保有するカブアンド種類株式を、1株につき、カブアンド種類株式1株あたりの払込金額相当額で取得することができます。ただし、この場合の取得の対価は、株式の分割または併合等があった場合はこれに応じて調整します。
(2) 当社は、当社がカブアンド種類株主に対してする通知または催告に対し、6か月以上返答がない場合で、かつ取締役会の承認がなされた場合には、当該カブアンド種類株主が保有するカブアンド種類株式を、1株につき、カブアンド種類株式1株あたりの払込金額相当額で取得することができます。ただし、この場合の取得の対価は、株式の分割または併合等があった場合はこれに応じて調整します。
- リ 全部取得条項
当社は、株主総会の特別決議により、カブアンド種類株式の全部を取得することができます。この場合の取得の対価は、当該決議時の当社の財務状況を踏まえて株主総会において定めるものとします。
- ヌ 株式の併合、分割または募集株式の割当てを受ける権利等
(1) 当社は、株式の併合または分割を行うときは、普通株式およびカブアンド種類株式の種類ごとに同時に同一割合で行います。
(2) 当社は、株主に募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、カブアンド種類株主にはカブアンド種類株式またはカブアンド種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与えます。
(3) 当社は、株主に株式または新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、カブアンド種類株主にはカブアンド種類株式またはカブアンド種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行います。
(4) 当社は、株式移転(当社の単独による株式移転に限ります。)をするときは、普通株主等には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の普通株式と同種の株式を、カブアンド種類株主等にはカブアンド種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社のカブアンド種類株式と同種の株式を、それぞれ同一割合で交付します。
- ル 自己のカブアンド種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

- (1) 当社は、株主総会の決議により特定のカブアンド種類株主からカブアンド種類株式の全部または一部を取得することができます。
- (2) 上記(1)の場合、当社は、他のカブアンド種類株主に対して、会社法第160条第2項に定める通知をすることを要せず、また、他のカブアンド種類株主は、上記(1)の特定のカブアンド種類株主に自己を加えたものを株主総会の議案とすることを請求することができません。

フ 譲渡制限

カブアンド種類株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければなりません。

ワ 非上場

カブアンド種類株式は、金融商品取引所において上場の予定はありませんが、上記へに記載のとおり、当社の発行する株式につき金融商品取引所への上場申請を行うことが取締役会で承認された場合、当社は、カブアンド種類株式を議決権のある当社普通株式に転換することができます。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額 (円)	資本組入額の総額 (円)
募集株式のうち株主割当	—	—	—
募集株式のうちその他の者に対する割当	—	—	—
募集株式のうち一般募集	600, 000, 000株	3, 600, 000, 000	1, 800, 000, 000
発起人の引受株式	—	—	—
計(総発行株式)	600, 000, 000株	3, 600, 000, 000	1, 800, 000, 000

(注) 1. 当社の自己募集によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、2025年10月28日現在における見込額であります。

3. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、本株主総会の決議に基づき、2026年4月27日(条件決定日)に決定される予定の発行価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。

4. 想定発行価格の範囲(6～10円)の平均価格である8円で算出した場合、発行価格の総額(見込額)は4, 800, 000, 000円となります。

(2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
6～10 (注) 1	3～5 (注) 1	1株	自 2026年5月7日 至 2026年5月29日 (注) 2、3	— (注) 4	2026年 6月19日 (注) 2

(注) 1. 発行価格は、2025年10月23日付の本評価機関によるカブアンド種類株式の評価額を基準として決定した想定発行価格の範囲であり、資本組入額は、当該想定発行価格の範囲を基準として算出した見込額であります。なお、当社は、2026年3月末頃までに、再度本評価機関によるカブアンド種類株式の評価を取得する予定であり、当該評価額を受け想定発行価格の範囲を変更し、または想定発行価格を、当該評価額を基準として算出した見込額に変更する可能性があります。また、発行価格および資本組入額は、2026年4月27日(条件決定日)に、その時点における本評価機関によるカブアンド種類株式の評価額を勘案したうえで決定されますが、当該評価額によっては、その時点で示されている想定発行価格の範囲外で発行価格を決定し、資本組入額は当該発行価格を基準として算出した額とする可能性があります。

2. 申込期間および払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、条件決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間の始期については、2026年5月14日までの範囲で変更する可能性があります。それに伴い、申込期間の終期および払込期日についても同様に変更する可能性があります。

3. 申込みの方法は、申込期間内に当社のウェブサイトを通じた電磁的方法により行うものとします。申込にあたっては、申込期間において、当社の提供するウェブサイト上の申込専用ページ(以下「株引換申込ページ」といいます。)を通じて所定の手続を経る必要があります。具体的には、本人確認のほか、目論見書等の必要書類をダウンロードし、当社が一定の条件の下で付与した株引換券(申込み時点で付与予定の株引換券を含みます。)のうち申込みに使用する株引換券の数および申し込む株式数を指定する必要があります(その際、「すべての株引換券を株に交換する」という方法を選択すると、申込時点で保有する株引換券の数にかかわらず、申込期間の最終日の午後12時00分時点において保有する株引換券をすべてカブアンド種類株式の申込みに使用することになります。)。申し込む株式数の選択後、必要な情報を記入し、申込みを完了する必要があります。

申込期間の最終日までは、申し込む株式数を変更することや、申込み自体を撤回することが可能です。

4. 申込証拠金はありますが、上記(注)3. 記載のとおり、申込期間において、株引換申込ページを通じて、当社が一定の条件の下で付与する株引換券(申込み時点で付与予定の株引換券を含みます。)を用いて申込みを行う必要があります。申込期間の終了後、割当通知に対応する株引換券が株式会社ARIGATOBANK(以下「本件前払式支払手段発行者」といいます。)が発行する前払式支払手段である株引換残高(以下「本件前払式支払手段」といいます。)に交換され、当該本件前払式支払手段が当社に支払われます。当社は、申込期間終了後、それぞれの申込者が株主として適切か(当社所定の利用規約(以下に定義します。)の違反がないか等)について審査を行います。当該審査を通過した申込者に係る申込株式数の総数が発行数を上回った場合、申込みの先着順によりまたは申込株式数に応じて発行数を按分して割り当てるものとし(ただし、按分して割り当てる場合は割り当てる株式の数は1株を下回らないよう調整するものとします。)、当該上回った分に対応する株引換券は申込者に返還されます。当該返還された株引換券は、今後行われる予定である次回以降のカブアンド種類株式の募集の申込みにおいてまたは割引券として使用可能となります。なお、株引換券の詳細については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 本募集の目的および背景」をご参照ください。
5. 後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 本募集の目的および背景」に記載のとおり、当社は当社グループのサービスを利用した利用者等(以下に定義します。)に対して株引換券を付与し、利用者等は付与された株引換券を最終的にカブアンド種類株式に交換します。
6. 払込期日は、会社法上の払込期日です。上記(注)3. および4. 記載の株引換申込ページを通じた所定の申込手続を履行しない場合や、申込後、株引換券の全部または一部を割引券に交換することにより払込金額相当分の株引換券を保有していない場合等には、株引換券が本件前払式支払手段へ交換されないことにより払込期日において有効な払込みとして取り扱われない場合があります。
7. 株式受渡日は、2026年6月19日であります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社カブ&ピース 本店	東京都港区虎ノ門四丁目1番1号

(注) 当社のウェブサイトを通じた電磁的方法による申込みのみを取り扱うものとします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 千葉支店	千葉県千葉市中央区富士見二丁目5番12号

(注) 1. 上記払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

2. カブアンド種類株式の払込みに際しては、本件前払式支払手段発行者が株引換券との交換により発行する本件前払式支払手段を使用して払い込む必要があります。本件前払式支払手段発行者は、当該払込みの対象となった本件前払式支払手段に相当する金銭を、払込期日に当社に払い込みます。

3. 上記(注) 2. 記載の払込みの方法以外の方法による払込みは受け付けません。

3 【株式の引受け】

自己で募集するため、引受人は存在しません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
3,600,000,000	32,000,000	3,568,000,000

(注) 1. 払込金額の総額は、2025年10月23日付の本評価機関によるカブアンド種類株式の評価額を基準として算出した見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、有価証券届出書等の書類作成費用等が含まれており、消費税等は含まれておりません。なお、株引換券の付与に係る諸経費等は発行諸費用の概算額には含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

カブアンド種類株式は、当社グループのサービスを利用する際やその他の機会(キャンペーンへの参加、アンケートへの回答および商品の購入等)に当社が申込者に付与した株引換券に対応して発行されます。本件前払式支払手段発行者は、払込期日において、本件前払式支払手段の利用に伴う加盟店への精算金として、当該本件前払式支払手段相当額の金銭を当社に対して支払いますが、当該金銭は当社が申込者に付与した株引換券に対応して支払われるものです。したがって、カブアンド種類株式の発行は資金調達を目的とするものではありませんので、該当事項はありません。カブアンド種類株式の募集を通じて利用者およびその他の機会に株引換券を取得した者(以下「利用者等」と総称します。)が株引換券をカブアンド種類株式に交換する仕組みについては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 本募集の目的および背景」をご参照ください。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 本募集の目的および背景

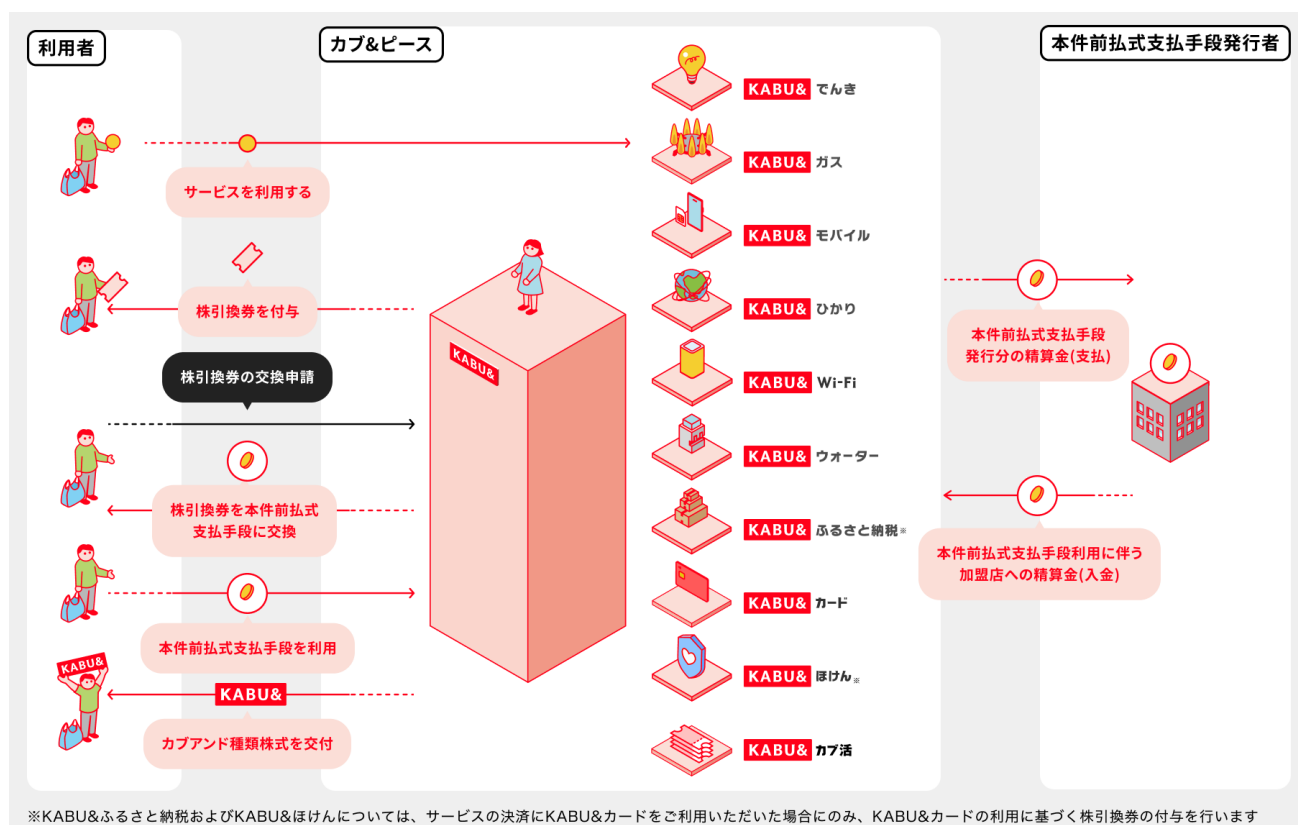
当社グループは、「目指せ、国民総株主」をテーマに、日本国内における株式投資家を増やし、日本国経済を活性化させることをミッションに掲げています。

展開する事業は、生活インフラ関連事業で、電気やガスなど、多くの国民に関与するサービスを提供します。

また、これらのサービスの利用者に、サービス利用の対価として、当社の株式を保有してもらう仕組みを同時に提供することで、当社グループのミッションである「国民総株主」を早期に実現させることを目指します。

本募集は以下に記載の仕組みにより当社グループのサービスを利用する際やその他の機会(キャンペーンへの参加、アンケートへの回答および商品の購入等)に付与される「株引換券」をカブアンド種類株式と交換することを目的としたものであり、今後も同様の機会を定期的に提供することで、当社グループのサービスの利用者等に幅広く当社の株主となっていただくことを企図しております。そのため、当社は、今後も継続してカブアンド種類株式の募集を行う予定です。なお、当社の発行する株式につき金融商品取引所への上場申請を行うことが取締役会で承認された場合、当社は、カブアンド種類株式を議決権のある当社普通株式に転換することができます。カブアンド種類株式が当社普通株式に転換されて当社普通株式が上場した場合、本募集に応じてカブアンド種類株式を取得した者は、上場株式である当社普通株式を保有することとなります。

利用者が「株引換券」をカブアンド種類株式と交換する仕組みは以下のとおりであります。



- ① 当社は、当社グループのサービスを利用した利用者等に対し、サービスの利用金額などに応じて、予め当社所定の利用規約(以下「利用規約」といいます。)および当社ウェブサイト([URL]<https://kabuand.com/documents/kabuhikikaeken-information.pdf>)で公表する「株引換券と割引券に関する説明事項」(なお、2025年10月28日時点の付与率は以下の表に記載のとおりです。))において定めた方法および付与率により計算した数の「株引換券」を付与します。また、利用者は「KABU&プラス会員」となることで、通常の会員の2倍の株引換券が付与されます。KABU&カブ活については、特定のアクション(当社のサイトからECサイトを利用したり、当社のサイトを經由して特定のアプリをダウンロードする等の行為をいいます。以下同様です。))の達成内容に応じて付与する「株引換券」の数が異なります。「株引換券」は、当社との関係で1枚につき1円として扱われます。なお、当社グループのサービスに対する申込みが殺到する等の事情がある場合、サービスの申込みの受付を一時的に中断する可能性があります。また、当社グループのサービスの利用に応じて付与された「株引換

券」は、当社グループのサービス(一部のサービスを除きます。)を利用する際に使用可能な「割引券」へと交換可能ですが、その場合は当該交換後の「割引券」を再び「株引換券」へと交換することはできません。

(表)

- 1 各サービスにおけるご利用料金のうち、次に掲げる付与対象料金(税込)に付与率を乗じた枚数の株引換券を付与します。小数点以下の端数は切捨てとなります。
- 2 株引換券の付与は、原則として、各サービスの利用にあたり、利用者が選択した方法による決済が完了後、当社が確認次第、行われます。口座振替の場合、数日かかる場合がございます。ただし、各サービスに付随するキャンペーン等については、株引換券の付与時期が異なる場合があります。また、KABU&カード利用による株引換券の付与は、カード利用の締め日の翌月11日以降、当社が決済データを確認次第行われます。KABU&カブ活については、上記特定のアクションの達成が確認され次第付与します。

サービス	付与率		付与対象料金
	通常会員	プラス会員	
KABU&でんき	1 %	2 %	基本料金または最低料金
			電力量料金(燃料費調整額を含む)
KABU&ガス(都市ガス)	1 %	2 %	基本料金
			従量料金
KABU&ガス(プロパンガス)	2,500枚	5,000枚	紹介後、契約に至った場合に付与
KABU&モバイル	10%	20%	基本料金(3GB)
			基本料金(5GB)
			基本料金(10GB)
			基本料金(20GB)
			基本料金(50GB)
			基本料金(100GB)
			基本料金(200GB)
			通話定額オプション(5分)
			通話定額オプション(10分)
			通話定額オプション(無制限)
KABU&ひかり	5 %	10%	追加データ購入(1GB)
			KABU&ひかり マンション
			KABU&ひかり ファミリー
			KABU&ひかり10ギガ マンション
KABU&ウォーター	5 %	10%	KABU&ひかり10ギガ ファミリー
			スリムサーバーⅢ(ロングタイプ) ずっとPREMIUMプラン 天然水
			スリムサーバーⅢ(ロングタイプ) もっとPREMIUMプラン 天然水
			スリムサーバーⅢ(ショートタイプ) ずっとPREMIUMプラン 天然水
			スリムサーバーⅢ(ショートタイプ) もっとPREMIUMプラン 天然水
			amadanaスタンダードサーバー ずっとPREMIUMプラン 天然水
			amadanaスタンダードサーバー もっとPREMIUMプラン 天然水
			amadanaグランデサーバー ずっとPREMIUMプラン 天然水
			amadanaグランデサーバー ずっとPREMIUMプラン レンタル代
			amadanaグランデサーバー もっとPREMIUMプラン 天然水
			famfit もっとPREMIUMプラン 天然水
			litta(リッタ)

			Slim-R(スリムアール)L型 ロングタイプ
			Slim-R(スリムアール)S型 ショートタイプ
			Slim-RⅡ(スリムアールツー)
			プレミアム安心サポート
KABU&ふるさと納税	付与なし	付与なし	寄付額(注) 1
KABU&カード	200円ごとに1枚	200円ごとに2枚(注) 2 200円ごとに1枚(注) 3	カード利用額 (金融サービス等における利用料金(キャッシング利用料金・分割払い手数料など)および一部のショッピング利用料金(各種チャージ料金・募金など)は付与対象外)
KABU&ほけん	付与なし	付与なし	保険料(注) 4
KABU&Wi-Fi	1%	2%	基本プラン料金 ※ スタート割適用期間の場合、割引適用後の金額

(注) 1. KABU&カードにより寄付額を支払った場合のみ株引換券が付与されます。KABU&カード以外による支払いも可能ですが、その場合、株引換券の付与は行われません。KABU&ふるさと納税の支払金額をKABU&カードで決済した場合の付与率については、200円ごとに1枚です。

2. 当社のサービス(KABU&ふるさと納税を除きます。)の支払金額をKABU&カードで決済した場合の付与率です。ただし、KABU&プラス利用料金をKABU&カードで決済した場合の付与率については、200円ごとに2枚ではなく1枚です。

3. 当社のサービス以外の支払金額をKABU&カードで決済した場合の付与率です。

4. KABU&カードにより保険料を支払った場合のみ株引換券が付与されます。KABU&カード以外による支払いも可能ですが、その場合、株引換券の付与は行われません。KABU&ほけんの支払金額をKABU&カードで決済した場合の付与率については、通常会員の場合200円ごとに1枚、プラス会員の場合200円ごとに2枚です。株引換券の付与タイミングにつきましては、当社ウェブサイト

([\[URL\]https://kabuand.com/documents/kabuhikikaeken-information.pdf](https://kabuand.com/documents/kabuhikikaeken-information.pdf))で公表する「株引換券と割引券に関する説明事項」にて定めた方法によります。

② 株引換券を有する利用者等は、株引換申込ページを通じて、付与された「株引換券」(申込み時点で付与予定の「株引換券」を含みます。)を用いて、本募集におけるカブアンド種類株式の申込みを行います。なお、利用者等が申込みを行うにあたっては、予め当社の定めるカブアンド株主規約等に同意する必要があるため、カブアンド株主規約は、カブアンド種類株主が当該規約上の誓約事項に違反した場合や利用規約に違反した場合に、当社がカブアンド種類株式を取得することについて予め同意するという内容が含まれます。申込期間の終了後、カブアンド種類株式の割当通知が利用者等に行われ、「株引換券」を本件前払式支払手段発行者が発行する本件前払式支払手段へ交換します。

③ 払込期日において、利用者等は、申込数に応じた本件前払式支払手段を当社に対し利用します。本件前払式支払手段発行者は、当社、利用者等および本件前払式支払手段発行者の間の事前の合意に基づき、同日、本件前払式支払手段の利用に伴う加盟店への精算金として、当該本件前払式支払手段相当額の金銭を当社に対して支払います。当該金銭出資の履行に伴い、利用者等は予め利用規約において定めた方法により計算した数のカブアンド種類株式を株式受渡日に取得します。

2 カブアンド種類株式の買取りについて

2027年12月31日までに当社の発行する株式がいずれの金融商品取引所にも上場しなかった場合、当社は、当社が指定する条件および方法により、本募集でカブアンド種類株式を取得し買取りを希望する者から、カブアンド種類株式について、会社法その他法令上必要な手続を経て、当社が指定する評価機関により算定される、その時点のカブアンド種類株式の評価額(以下「買取時評価額」といいます。)による買取りに応じるものとします。ただし、買取時評価額が、カブアンド種類株式の払込金額相当額に1.2の割合を乗じた金額(以下「買取上限金額」といいます。)を上回る場合には、買取上限金額での買取りとします。なお、買取上限金額は買取りに係る価格の上限を示すものであって、買取時評価額が買取上限金額を下回る場合は、買取時評価額での買取りとなります。

3 カブアンド種類株式第2期募集について

本有価証券届出書提出日現在、2025年12月22日を払込期日とするカブアンド種類株式600,000,000株(上限)の募集(以下「カブアンド種類株式第2期募集」といいます。)に係る発行価格が決定されておりますが、カブアンド種類株式第2期募集に係る払込みは完了しておりません。したがって、後記「第二部 企業情報」においては、カブアンド種類株式第2期募集に関連した事項は記載されておりません。また、カブアンド種類株式第2期募集に係る払込みが完了していないため、最終的な発行数は現時点で不明です。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第1期
決算年月	2025年1月
売上高 (千円)	1,324,513
経常損失(△) (千円)	△1,977,167
当期純損失(△) (千円)	△1,805,749
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—
資本金 (千円)	100,000
発行済株式総数 (株)	3,000,000,000
普通株式 (株)	3,000,000,000
カブアンド種類株式 (株)	—
純資産額 (千円)	1,197,792
総資産額 (千円)	3,886,462
1株当たり純資産額 (円)	0.40
1株当たり配当額 (円)	—
(1株当たり中間配当額) (円)	(—)
1株当たり当期純損失(△) (円)	△1.14
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—
自己資本比率 (%)	30.8
自己資本利益率 (%)	—
株価収益率 (倍)	—
配当性向 (%)	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△977,326
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△864,537
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,991,217
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,199,952
従業員数 (名)	43
株主総利回り (%)	—
(比較指標：—) (%)	(—)
最高株価 (円)	—
最低株価 (円)	—

- (注) 1. 従業員数は就業人員数です。なお、臨時従業員の総数は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 第1期は当社設立日である2024年2月9日から2025年1月31日までとなっております。
3. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
5. 1株当たり配当額および配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
6. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
7. 自己資本利益率については、当期純損失のため記載しておりません。
8. 株価収益率、株主総利回り、最高株価および最低株価は、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
9. 経常損失および当期純損失は、主に当社サービスの認知および利用者の獲得を目的とした広告宣伝活動や、サービス運営の体制構築に係る外注費の発生によるものであります。
10. 営業活動によるキャッシュ・フローは、税引前当期純損失の計上によりマイナスとなっております。
11. 投資活動によるキャッシュ・フローは、無形固定資産の取得による支出等によりマイナスとなっております。

2 【沿革】

年月	概要
2024年 2 月	東京都港区に当社を設立（資本金250,000,000円）
2024年 5 月	当社を吸収分割承継会社、株式会社スタートトゥデイを吸収分割会社とする吸収分割により同社のコミュニティ事業を承継
2024年11月	KABU&でんき、KABU&ガス、KABU&モバイル、KABU&ひかり、KABU&ウォーターおよびKABU&ふるさと納税の6つのサービスの提供を開始
2025年 4 月	KABU&カードのサービスの提供を開始
2025年 6 月	2025年 6 月20日を払込期日とするカブアンド種類株式の募集(以下「カブアンド種類株式第1期募集」といいます。)により新株式419,225,250株の発行を完了、株主の数は690,151名増加
2025年10月	株式会社KABU&ほけんパートナーズ(以下「KABU&ほけんパートナーズ」といいます。)の全株式を取得し、子会社化 KABU&ほけんのサービスの提供を開始
	KABU&Wi-Fiのサービスの提供を開始
	株式会社Asian Bridge(以下「Asian Bridge」といいます。)の全株式を取得し、子会社化

3 【事業の内容】

当社グループは、当社ならびに連結子会社である株式会社KABU&ほけんパートナーズおよび株式会社Asian Bridgeにより構成されており、電気、ガス、モバイル、インターネット回線、ウォーターサーバー、ふるさと納税、クレジットカード、リワード事業、保険、Wi-Fi等の生活インフラに関連するサービスの管理・運営を行う生活インフラ関連事業を展開しております。また、後記「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、当社グループのサービスを利用する際やその他の機会(キャンペーンへの参加、アンケートへの回答および商品の購入等)に付与される「株引換券」をカブアンド種類株式と交換する機会を定期的に提供することで、当社グループのサービスの利用者等に幅広く当社の株主となつていただくことを企図しております。

各事業の概要は以下のとおりです。なお、これらに加え、他の事業についても実現可能性を含めて現在幅広く検討しております。

(1) 電気事業(サービス名：KABU&でんき)

電気事業は、パートナー企業(大阪ガス株式会社)と連携し、全国(沖縄電力エリアおよび離島を除く)の利用者に電気を供給するサービスです。当社は、サービスの紹介、小売契約の代理締結・請求等の取次業務および問い合わせ対応等のカスタマーサポートを行います。

電気の供給等は、小売電気事業者である大阪ガス株式会社(東京電力エリアは小売電気事業者がCDエナジーダイレクト、取次事業者が大阪ガス株式会社となります)より提供します。

(2) ガス事業(サービス名：KABU&ガス)

ガス事業においては、都市ガス事業とプロパンガス事業の2つを運営しています。

都市ガス事業は、パートナー企業(大阪ガス株式会社、ミツウロコグリーンエネルギー株式会社)と連携し、東京ガスエリア、大阪ガスエリア、東邦ガスエリア、西部ガスエリアの利用者に都市ガスを供給するサービスです。当社は、サービスの紹介や小売契約の代理締結(東邦ガスエリアと西部ガスエリアは小売契約の締結)・請求等の業務および問い合わせ対応等のカスタマーサポートを行います。ガスの供給等はガス小売事業者である大阪ガス株式会社(東京ガスエリアはガス小売事業者がCDエナジーダイレクト、取次事業者が大阪ガス株式会社となります)、ミツウロコグリーンエネルギー株式会社より提供いたします。

プロパンガス事業は、パートナー企業である株式会社じげんが提供する料金比較サイト「エネピ」を当社が利用者に紹介するサービスです。「エネピ」では、ガス料金の比較や他のプロパンガス事業者への切替申込を行うことができます。

(3) モバイル事業(サービス名：KABU&モバイル)

モバイル事業は、パートナー企業(ミーク株式会社)と連携し、MNO事業者(Mobile Network Operator)の3社(株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社)の回線を借り受けた上で、当社はMVNO事業者(Mobile Virtual Network Operator(仮想移動体通信事業者))として、利用者へ携帯電話のモバイル回線の提供、契約・開通・請求等の手続業務および問い合わせ対応等のカスタマーサポートを行います。

(4) インターネット回線事業(サービス名：KABU&ひかり)

インターネット回線事業は、パートナー企業(MXモバイルリング株式会社)と連携し、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社が提供する光回線を借り受け、アルテリア・ネットワークス株式会社が提供するインターネット接続サービス「Xpass(クロスパス)」と合わせて、当社はFVNO事業者(Fixed Virtual Network Operator(仮想固定通信事業者))として、利用者へ固定インターネット回線の提供、契約・開通・請求等の手続業務および問い合わせ対応等のカスタマーサポートを行います。

(5) ウォーターサーバー事業(サービス名：KABU&ウォーター)

ウォーターサーバー事業は、パートナー企業(プレミアムウォーター株式会社)と連携し、全国エリア(沖縄県および一部地域を除く)の利用者へウォーターサーバーを提供しております。定期的に天然水をご自宅に配送する天然水ウォーターサーバーと、水道水を高性能フィルターできれいにする浄水型ウォーターサーバーがあり、幅広いラインナップから選ぶことができます。ウォーターサーバーの配送、天然水ボトルの配送、カートリッジの配送、問い合わせ対応はパートナー企業が提供する一方で、当社は利用者からの申込の取次と代金回収を実施しております。

す。

(6) ふるさと納税事業(サービス名：KABU&ふるさと納税)

ふるさと納税事業は、パートナー企業(株式会社トラストバンク)と連携し、全国1,600以上の自治体、70万点以上の豊富な返礼品から選べるふるさと納税のポータルサイトを運営しています。パートナー企業から自治体の返礼品情報を取得したうえで、当社ウェブサイトにおいて返礼品の紹介、寄付申込の受付・決済、寄付金控除申請受付業務および問い合わせ対応等のカスタマーサポートを行います。

(7) クレジットカード事業(サービス名：KABU&カード)

クレジットカード事業は、パートナー企業(株式会社ジェーシービー)と連携し、個人利用者を対象としたクレジットカード「KABU&カード」を発行し、カードショッピングサービス、キャッシングサービス等をカード会員向けに提供します。「KABU&カード」は、パートナー企業を発行会社とする提携カードであり、当社は利用者の申込受付業務を行います。

(8) リワード事業(サービス名：KABU&カブ活)

リワード事業は、パートナー企業(EDOCODE株式会社)と連携し、利用者がサイト経由で商品購入やアプリダウンロード等の特定のアクションをすることで報酬(株引換券)が得られるサービスです。広告主および広告配信事業者との契約とサイト運用はパートナー企業が行い、当社は利用者の利用促進の誘導とキャンペーン企画を行います。

(9) 保険事業(サービス名：KABU&ほけん)

保険事業は、パートナー企業(本有価証券届出書提出日現在、KABU&ほけんパートナーズのみ)と連携し、当社が代理店へ個人利用者を送客することで、生命保険や損害保険等の商品提供を行うサービスです。

利用者は「KABU&ほけん」を通じてパートナー企業のサイトに遷移し、各種保険商品の比較・相談・申込を行うことができます。また、「KABU&ほけん」経由でご契約いただいた保険料の決済に「KABU&カード」をご利用いただくと、「KABU&カード」の付与率に応じた株引換券が付与されます。

当社は利用者の送客を担い、パートナー企業が保険商品の販売主体として契約・管理業務を実施します。

当社の連結子会社である株式会社KABU&ほけんパートナーズは、生命保険募集に関する業務ならびに損害保険および少額短期保険の代理業、IT(情報技術)事業の開発、提供および管理を行う当社グループの保険事業におけるパートナー企業であり、保険商品の販売代理店として契約・管理業務を実施しています。

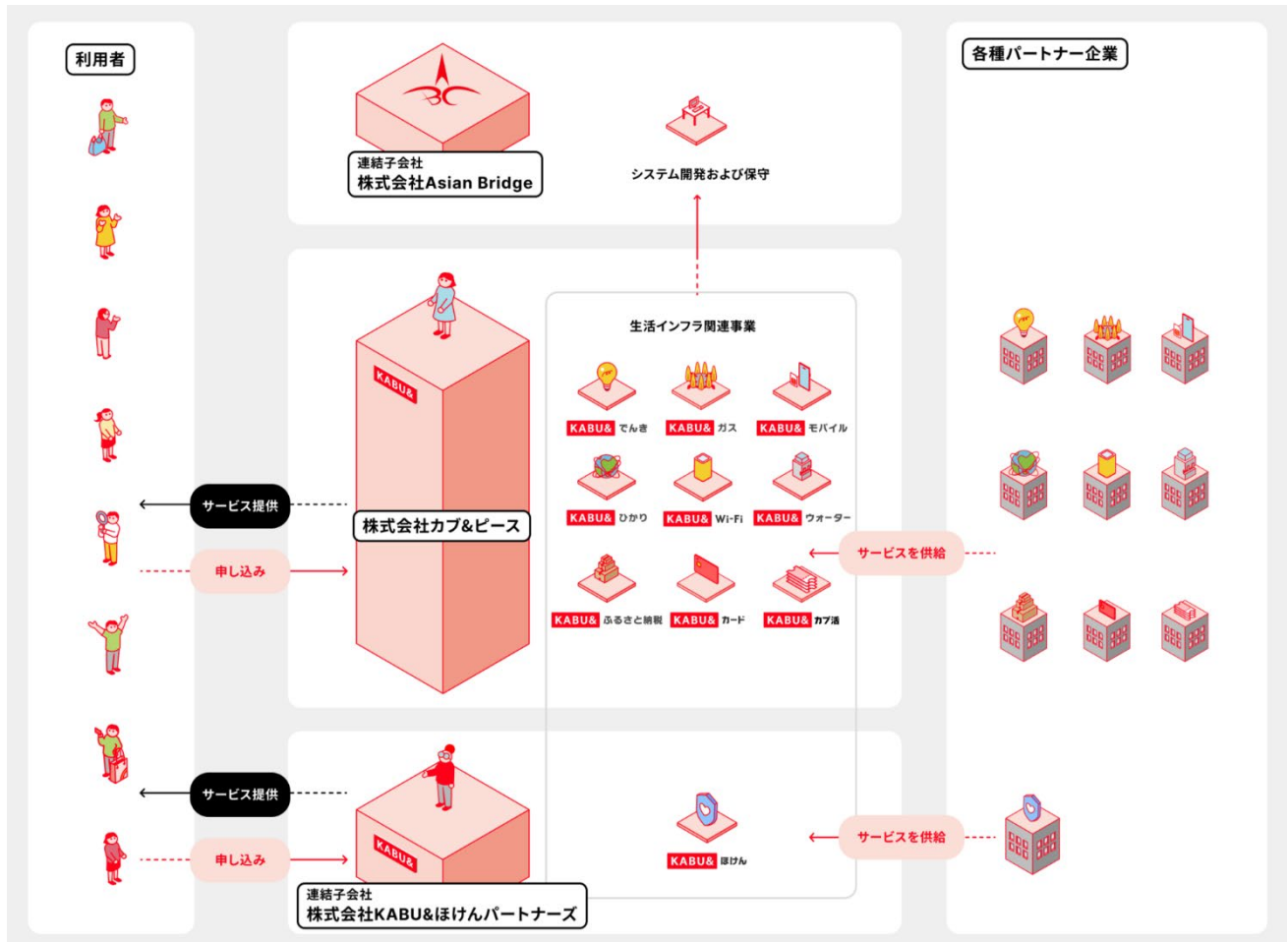
(10) Wi-Fiルーター事業(サービス名：KABU&Wi-Fi)

Wi-Fiルーター事業は、パートナー企業(株式会社JPIX)と連携し、当社はMVNO事業者(Mobile Virtual Network Operator(仮想移動体通信事業者))として、利用者へインターネット接続サービス(UQコミュニケーションズ株式会社が提供する「WiMAX +5G サービス」)、端末の販売、契約・開通・請求等の事務業務および問い合わせ対応等のカスタマーサポートを行います。

加えて、当社の連結子会社である株式会社Asian Bridgeは、スマートフォンアプリケーション開発関連事業、Webシステム開発関連事業、IT基盤構築運用関連事業、Webサービス関連事業、ソーシャルゲーム向けイラスト制作事業、会社インフラ関連IT事業およびITエンジニア派遣事業を行っており、当社グループのシステム開発・保守を担っています。

また、当社の関連当事者である株式会社ARIGATOBANK(本件前払式支払手段発行者)は、第三者型前払式支払手段である「株引換残高」(本件前払式支払手段)の発行等を行っております。当社は、上記のとおり、「株引換券」をカブアンド種類株式と交換する機会を定期的に提供することで、当社グループのサービスの利用者等に幅広く当社の株主となつていただくことを企図しておりますが、株式会社ARIGATOBANKは、当該交換の過程において、当社の決済パートナーとして株引換券を「株引換残高」へ交換し、当社に対して「株引換残高」の利用に伴う加盟店への精算金として、「株引換残高」相当額の金銭を当社に対して支払います。

(事業系統図)



4 【関係会社の状況】(2025年10月28日現在)

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社 KABU&ほけん パートナーズ (注) 3	千葉県船橋市	100,000	生活インフラ 関連事業	100	提出会社執行役員 1名が役員を兼任
(連結子会社) 株式会社 Asian Bridge (注) 3	東京都港区	84,000	生活インフラ 関連事業	100	提出会社監査役が 役員(監査役)を兼 任 提出会社執行役員 2名が役員を兼任

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。

3. 特定子会社に該当しております。

4. 株式会社KABU&ほけんパートナーズは債務超過会社であり、2025年5月末時点で債務超過額は38,111千円です。また、株式会社Asian Bridgeは債務超過会社であり、2025年8月末時点で債務超過額は25,496千円です。

5 【従業員の状況】

当社グループは、生活インフラ関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(1) 連結会社の状況

2025年10月27日現在

従業員数(名)
143 (29)

(注) 従業員数(契約社員を含む。)は就業人員数です。なお、臨時従業員の総数は括弧内に外書で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2025年10月27日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
57	38.7	0.9	10,140

(注) 従業員数は就業人員数です。なお、臨時従業員の総数は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、当社および連結子会社において労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率および労働者の男女の賃金の差異

当社および連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)および「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針および戦略

当社グループは、「目指せ、国民総株主」をテーマに、日本国内における株式投資家を増やし、日本国経済を活性化させることをミッションに掲げています。

展開する事業は、生活インフラ関連事業で、電気やガスなど、多くの国民に関与するサービスを提供します。また、これらのサービスの利用者に、サービス利用の対価としてあるいはその他の機会(キャンペーンへの参加、アンケートへの回答および商品の購入等)を通じて当社の株式を保有してもらう仕組みを同時に提供することで、当社グループのミッションである「国民総株主」を早期に実現させることを目指します。

なお、提供する生活インフラサービスの事業領域にはすでに多くの競合他社が存在しており、その中において、サービス利用の対価として当社の株式を利用者に簡単に取得していただく仕組みが、他社との差別化や競争優位性に繋がるものと考えております。2025年6月に初回の株引換券からカブアンド種類株式への交換を行い、最初の株主(カブアンド種類株式の募集に応じて割当てを受ける株主の中で最初であることを意味します。)が誕生しました。多くの当社株主が誕生しましたが、当該株主はその多くが当社グループのサービスの利用者でもあります。そのため、株主として参加することのできる様々な体験を用意し、株主としてのエンゲージメントの向上をはかり、同時に当社グループのサービス利用も促進されることを目指しております。

株の交換の仕組みを実現するにあたっては、当社は様々な法的対応およびコンプライアンス遵守のための対応を行っています。具体的には、株主になる方の本人確認(KYC)や、反社会的勢力でないことの確認等を行ってまいります。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な経営指標等

当社グループは、上記の「(1) 会社の経営の基本方針および戦略」のとおり、「国民総株主」を早期に達成する観点から、利用者数を重要な指標と捉えております。また将来にわたって利用者へ株式で還元する仕組みを継続できるよう、また持続可能な経営を行うことを目指す観点から、売上高および営業利益を重視しております。

(3) 優先的に対処すべき事業上および財務上の課題

当社グループは生活インフラ関連サービスの提供をしております。今後のさらなる事業拡大および企業価値の向上を持続するため、以下を課題として認識し、取り組んでまいります。

① 当社グループのビジョンについての認知の拡大

当社グループの最大の特徴は、前記「第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載のとおり、利用者が当社グループのサービスを利用することに伴い、当社の株式を容易に取得でき、当社グループが成長した場合に利益が利用者に還元されるという構造にあり、その構造こそが当社グループの強みであると認識しております。そのため、当社グループのビジョンや株式取得の仕組みをより多くの利用者に認知していただけるよう努めてまいります。

② 新規利用者の獲得と利用者エンゲージメントの強化

当社グループの持続的な成長のためには、当社グループのサービスの知名度を向上させ、新規利用者を継続的に獲得し、利用者数を拡大していくことが必要であると認識しております。そのため、積極的な広告宣伝活動およびサービス間の誘導施策を継続的に行ってまいります。

また、既存利用者に株主としての様々な体験を提供することで、エンゲージメントをより強化し、長期的に当社グループのサービスを利用していただけるよう努めてまいります。

③ 提供サービス領域の拡大

当社グループが継続的な成長を実現するための戦略として、提供するサービスを拡充することが重要と考えております。多数のサービスを提供することで、利用者の株引換券を獲得できる機会が増え、利用者がより多くの株式を取得し、結果として利用者のエンゲージメントが高まることで、当社グループの安定的な成長を図ることができると考えております。

④ 開発体制の強化

当社グループの事業はウェブ上で運営されていることから、システムを安定的に稼働させ、問題の発生時には迅速な解決が求められると認識しております。最適な状態で利用者にサービスを提供するために、システムを安定的に稼働させるための技術の開発および人員確保等に努めてまいります。

また、Asian Bridgeを買収したことで、当社グループの開発体制のさらなる強化および効率化を図り、当社グループシステムの安定的な稼働に努めます。

⑤ 優秀な人材の育成と確保

当社グループの今後のさらなる成長のためには、社員全員が企業理念や経営方針を深く理解し、体現していくことが必要不可欠であると認識しております。そのため、教育体制の整備を図り、社員全員の意識と能力の底上げを進めるとともに、社員が働きやすい環境の構築に努めてまいります。

また、組織の規模拡大による機動性の低下等を防ぐため、事業展開に応じた組織体制の整備と適切な人員配置により、業務の効率化と意思決定の機動性確保を図ってまいります。

⑥ 内部管理体制の強化

当社グループは、今後もサービス開発を行っていくことで事業の拡大を見込んでおりますが、事業の拡大および継続的な成長を実現していくためには、内部管理体制のさらなる強化が重要であると認識しております。そのため、適切な内部統制の構築・運用および管理部門の拡充を行い、より一層の内部管理体制の強化に努めてまいります。

⑦ 情報管理体制の強化

当社グループは、重要な個人情報を含む機密情報を保持しており、このような情報の流出や不適切な取り扱いを防止すべきであると認識しております。そのため、当社グループは、すでに個人情報を取り扱う業務フローの整備、社内教育等を実施しておりますが、情報セキュリティの強化等により情報管理体制のさらなる強化を図ってまいります。

⑧ 企業価値の向上

当社グループは、利益および企業価値の持続可能な成長による企業価値の最大化が重要な経営課題と位置付けております。企業価値最大化に向けて、上記の課題に取り組んでまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方および取組みは以下のとおりです。なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) サステナビリティに関する考え方

当社グループは「目指せ、国民総株主」をテーマに、日本国内における株式投資家の拡大と日本国経済の活性化をミッションに掲げています。事業活動を通じて、誰もが株主として主体的に経済に参加できる機会を創出し、資本の分散、経済格差の是正に寄与することで、ステークホルダーの皆様と共に、持続可能な社会の実現を目指してまいります。

その実現に向けて、事業の推進力となる人材の確保に加え、社員の育成および能力を十分に発揮できる環境の整備を重視しており、これらを当社グループのサステナビリティ推進における重要な要素の一つと位置付けております。

(2) ガバナンス

当社グループでは、サステナビリティに関する課題と施策について、定期的に当社の代表取締役社長、取締役および関係社員ならびに連結子会社の代表取締役社長、取締役および関係社員において議論を行っております。また、当社グループが持続的に成長し続けることができるよう、長期的なサステナビリティを巡る課題の検討も継続してまいります。

なお、当社のコーポレート・ガバナンス体制の詳細は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載しています。

(3) リスク管理

当社グループのリスクマネジメントについては、コーポレート部門が内部統制基本方針およびコンプライアンス規程に基づき、リスクマネジメントを統括・推進し、リスクマネジメント体制を整備・運営しております。

(4) 戦略

当社グループが掲げる「国民総株主」は、新しい金融体験を日本社会に根づかせ、日本国経済を活性化させるための壮大な挑戦です。

この実現には、当社グループ自身の飛躍的な成長が必要であり、それを可能にするのは社員一人ひとりの挑戦と成長の積み重ねです。当社グループは、社員の挑戦と成長を後押しする共通マインドとして「目指せ、ファインプレイ」を掲げております。「ファインプレイ」とは、仕事を通じて人生の転機となるような取り組みや考え方に挑戦する姿勢を意味し、この意識をもって日々の業務に取り組むことで、当該社員の飛躍的な成長につながると考えております。

さらに、このマインドを基盤に、挑戦と貢献を評価に反映する人事制度を運用するとともに、フレックスタイム制や裁量労働制など柔軟な働き方を整備し、社員が自ら考え行動し、能力を発揮できる環境づくりに努めております。

加えて、各部門における積極的な人材採用、女性管理職の登用、障がい者雇用の拡充にも継続的に取り組み、多様な人材が活躍できる組織づくりを推進してまいります。

(5) 指標および目標

当社は、人材育成および社内環境整備に関する取組状況を把握するため、以下の指標をモニタリングしております。これらは、事業成長を支える人材基盤の確保や多様性の推進を示すものと考えております。現時点では具体的な数値目標は設けておりませんが、今後の状況を踏まえて策定してまいります。

なお、これらの指標は当社単体の取組状況を対象としております。グループ全体では制度や運用方針に差異があり、現時点で統一的な指標や目標を設定することは困難なため、本書では単体の実績を開示しています。今後は、連結ベースでの開示の在り方についても検討を進めてまいります。

2025年10月27日現在

従業員数(名)	女性管理職比率(%)	中途採用比率(%)
57	46.8	89.4

3【事業等のリスク】

当社グループの事業展開その他に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

当社グループはこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避および発生した場合の対応に努める方針であります。

なお、以下のリスク項目は、当社株式への投資に関連するリスクをすべて網羅したものではありません。

また、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 事業運営に係るリスクについて

当社グループの生活インフラ関連事業は、利用者の生活を支える様々なサービスを提供しております。

① 生活インフラ関連事業全般に関するリスク

イ. パートナー企業との取引に関するリスク

当社グループの生活関連インフラ事業は、当社グループがサービスの一次的な提供事業者(以下「パートナー企業」といいます。)のサービスを、利用者へ販売、取次または代理等により提供し、売上または手数料を得るものです。そのため利用者へのサービス提供は、パートナー企業からの当社グループの利用者へのサービス提供を前提としています。当社グループはパートナー企業との定例会議等を通しコミュニケーションを頻繁に行い十分な連携をはかるとともに、パートナー企業に何らかの経営上または運営上の問題が発生していないかの定期的なモニタリングを行っておりますが、サービス開始後に、契約を締結しているパートナー企業から、何かしらの理由でサービスが提供されなかった場合、利用者へのサービスが提供できず、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、パートナー企業との取引に係る経済条件について、当社グループにとって不利になるような変更があった場合、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

ロ. システム利用に関するリスク

当社グループのサービスはウェブ上で申込み手続等を行うため、事業運営において多くの部分をシステムに依存しております。システム構築および運営においては万全を期しており、具体的には、Google Cloud Platformにより提供される高い可用性と拡張性を備えた基盤上でサービスを提供し、当社グループにおいても24時間365日のサービス監視体制の構築、障害発生時に備えた復旧対応手順の整備、外部専門機関による定期的なセキュリティ診断の実施等を通じ、安定的かつ安全な運営に努めております。もっとも、万が一システム障害等が発生した場合には、当該手続等が利用できなくなり、その結果、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 人材獲得に関するリスク

当社グループの事業運営には様々な職能の人材が必要であります。想定通りに人材の獲得が進まない可能性があります。また、想定通りに人材の獲得が進まない場合には追加の外部委託等により対応する方針ですが、そのような対応策も奏功しなかった場合には、事業拡大の遅れが発生し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 社外への業務委託に関するリスク

当社グループのシステム開発等において、業務を社外の開発会社等に委託しております。社外へ委託を行う際は、当社所定の審査を行ったうえで、発注後も継続的にモニタリングを行っておりますが、想定した業務が行われなかった場合には、事業開発・運営に遅延や問題が生じる可能性があります。その結果、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ 他社の買収等に関するリスク

当社は、事業展開の必要性に応じて、他社の買収や株式出資を行う可能性があります。当社は、他社の買収等の実行に際しては、デューデリジェンスを行う等、あらかじめ必要と判断される確認手続を行います。投資先において当初想定した事業展開がなされなかった場合や、必要十分な手続を行った上でも識別できなかった負債等が後に発見された場合、当社グループの財政状態および業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、買収等を実行した子会社は、今後当社グループの業績に大きく貢献するものと見込んでおりますが、市況および事業環境の急変等により、予期せぬ状況変化や当初想定した事業計画からの大幅な乖離が生じた場合、損失等が発生し、当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 法令・コンプライアンスに関するリスク

当社グループは、電気通信事業法、携帯電話不正利用防止法、金融商品取引法などの事業に関する固有の法令はもとより、企業活動に関わる各種法令・規制・制度(環境、公正な競争・取引の透明性、消費者保護、個人情報・プライバシー保護、労務、知的財産権、租税に関するものを含みますが、これらに限りません。)の規制を受けています。また、事業を営むために必要な許認可等の多くには、さまざまな条件が付されることがあり、その遵守が求められます。当社グループ(役職員を含みます。)がこれらの法令・規制・制度などに違反する行為を行った場合、違反の意図の有無にかかわらず、行政機関から行政指導等を受けたり、取引先から取引契約を解除されたりする可能性があります。

当社グループは、コーポレート部門主導で、各種法令および法令に基づくガイドラインの改正のモニタリングを行うとともに、改正がある場合には必要に応じて業務の運用方法の変更などの対策を講じているほか、必要に応じて弁護士等の外部専門家への相談を行っていますが、すべての違反行為を未然に防ぐことは困難な場合があります。その結果、当社グループの信頼性や企業イメージが低下したり、事業展開に支障が生じたりする可能性があるほか、金銭を含む経営資源に係る負担の発生等により、当社グループの事業、財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、将来、当社グループの事業に不利な影響を与え得る法令・規制・制度の導入や改正が実施される可能性があります。今後、当社グループの事業に不利な影響を与え得る法令・規制・制度が導入されるかどうか、および、その導入による当社グループの事業への影響を正確に予測することは困難ですが、仮に導入された場合には、当社グループが利用者に提供できるサービス・商品および料金プラン等が実質的な制約を受け、収入の減少や金銭的負担の発生・増加が起きることにより、当社グループの事業、財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 情報セキュリティに関するリスク

当社グループまたは社外の委託先において、コンピューターウイルスによるサーバー攻撃あるいは関係者の故意または過失等により当社グループおよび利用者に関する情報の漏洩が発生する場合があります。リスクを低減させるための対応策として、当社グループはウイルス対策ソフトの導入やソフトウェア更新による脆弱性解消などセキュリティシステムの強化を実施するとともに、社内規程の整備や社員教育等による情報管理体制の強化を行っておりますが、万が一情報漏洩が発生した場合、その事後対応や損害賠償負担等により、当社グループの事業、財政状態および業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 特定人物への依存に関するリスク

当社の創業者であり、代表取締役社長である前澤友作は、経営方針や事業戦略の決定、マーケティング活動など、当社グループの事業活動全般において重要な役割を果たしております。現在、当社グループでは、同氏に過度に依存しないよう、体制の整備、人材の登用および育成を行う等の対応に取り組んでおりますが、何らかの理由により同氏による業務の遂行が困難となった場合、現状においては当社グループの事業および業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 株式の交換に関するリスク

当社グループは、利用者等が当社グループのサービスを利用することにより獲得した株引換券をカブアンド種類株式に交換できることを前提にサービスを周知しておりますが、法的規制の変更、交換システムの停止等を含む何らかの理由によりそのような株引換券のカブアンド種類株式への交換ができなくなった場合(当社グループのサービスに対する申込みが殺到する等の事情があるときは、サービスの申込みの受付を一時的に中断する可能性があります、そのような場合に株引換券の付与が一時的に困難となる場合を含みます。)、当社グループに対するサービスの注文が減少することにより、当社グループの事業、財政状態および業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 株式に関するリスクについて

① 議決権等に関するリスク

カブアンド種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができません。したがって、例えば取締役または監査役の選任、配当の決定、計算書類の承認等の株主総会の議案につき議決権を行使することはできません。

また、当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合等には、法令に別段の定めがある場合を除き、カブアンド種類株主総会の決議を要しないこととされており、カブアンド種類株主総会の決議を要する事項が限定されています。

以上のとおり、カブアンド種類株主は、株主総会およびカブアンド種類株主総会における議決権行使を通じた当社の意思決定に参加することが原則としてできません。したがって、当社普通株主または当社の取締役会により、カブアンド種類株主の意向に沿わない意思決定が行われる可能性があります。

② 配当に関するリスク

カブアンド種類株主等に対しては、普通株主等と同順位で剰余金の配当を支払いますが、剰余金の配当を行うか否かは株主総会または取締役会の裁量によります。したがって、カブアンド種類株主等に対する剰余金の配当自体が行われない可能性があります。

③ 残余財産の分配に関するリスク

当社は、カブアンド種類株主等に対し、残余財産の分配を行いません。したがって、普通株式を対価とするカブアンド種類株式の取得条項に基づいてカブアンド種類株式を当社が取得する前に当社が清算される場合、カブアンド種類株主等は残余財産について一切の権利を有しません。

④ カブアンド種類株式の取得に関するリスク

当社は、(1)当社がカブアンド種類株主を当社のサービスの会員から強制的に退会させる場合や(2)当社がカブアンド種類株主に対してする通知または催告に対し、6か月以上返答がない場合であって、かつ取締役会の承認がなされた場合には、当該カブアンド種類株主が保有するカブアンド種類株式を、1株につき、カブアンド種類株式1株あたりの払込金額相当額で取得することができます(ただし、この場合の取得の対価は、株式の分割または併合等があった場合はこれに応じて調整します。)。したがって、あるカブアンド種類株主について当社のサービスの会員から強制的に退会させられたり、メールアドレスや住所変更等の理由により連絡が取れなくなってしまう場合、当該カブアンド種類株主が保有するカブアンド種類株式を当社が当該カブアンド種類株主の同意なく取得する可能性があります。

⑤ 流動性に関するリスク

カブアンド種類株式は金融商品取引所に上場されておりません。また、当社の株式を譲渡する場合には、当社取締役会の承認が必要です。そのため、カブアンド種類株主は、保有するカブアンド種類株式の譲渡を希望する場合であっても、当社取締役会が譲渡を承認しないときは、その保有する当社株式を譲渡することができず、カブアンド種類株式を換金することができない可能性があります。

⑥ 上場に関するリスク

当社は、当社の発行する株式につきいずれかの金融商品取引所への上場の申請を行うことが取締役会で承認された場合には、取締役会が定める日において、その日に当社が発行するカブアンド種類株式の全部(当社が保有するカブアンド種類株式を除きます。)を取得し、カブアンド種類株式1株を取得するのと引換えに、カブアンド種類株主に対して、普通株式1株を交付することができます(以下このようなカブアンド種類株式の要項の規定を「上場時普通株式対価取得条項」といい、普通株式を対価としてカブアンド種類株式を取得することを「カブアンド種類株式の転換」といいます。)。もっとも、当社が発行する株式が上場される保証はなく、したがってカブアンド種類株式の転換が行われる保証もありません。

また、上場時普通株式対価取得条項はカブアンド種類株式と普通株式で1株当たりの価値が等しいことを前提としています。カブアンド種類株式の発行価格は、評価機関による評価額に基づいて定めますが、カブアンド種類株

式の転換後、普通株式が上場した際に、普通株式の市場価格がカブアンド種類株式の発行価格を上回る保証はありません。

⑦ 希薄化に関するリスク

当社は、当社グループのサービスの利用者等に対して最終的にカブアンド種類株式へと交換ができる株引換券を付与し、株引換券が最終的にカブアンド種類株式へ交換されることを通して、カブアンド種類株式を随時追加発行する予定ですが、かかる追加発行により当社の発行済株式数は増加し、既存の株主の保有する発行済株式総数に対する持分割合が減少します。その結果、既存の株主は、剰余金の配当が行われる場合の剰余金の金額や、カブアンド種類株式および当社が上場する場合に転換される普通株式の1株当たりの価値に悪影響を受ける可能性があります。

⑧ 反社会的勢力等による当社株式の取得に関するリスク

当社は、当社グループのサービスの利用者等に対して最終的にカブアンド種類株式へと交換ができる株引換券を付与します。利用者の属性については当社グループのサービスに係る契約締結前において十分に確認する予定ではありますが、反社会的勢力を含む犯罪集団へ当社グループのサービスの利用を許してしまった場合、最終的にカブアンド種類株式が反社会的勢力を含む犯罪集団に保有される可能性は否定できません。当社は、カブアンド種類株主が反社会的勢力に該当する場合には、取得条項に基づき当該カブアンド種類株主が保有するカブアンド種類株式を無償で取得することができますが、何らかの理由によりカブアンド種類株式を反社会的勢力が保有することとなってしまう場合、それにより当社グループの社会的な評価が失墜し当社グループの経営成績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 募集により発行される株式数に関するリスク

前記「第一部 証券情報 第1 募集要項」に記載の本募集における発行数は、当社グループの事業の計画に基づいて算出した本有価証券届出書提出日時点での見込数であり、当社グループのサービスの利用者数や需要の状況等により申込株式数がこれを大幅に下回る可能性があり、その場合、最終的に発行される株式数も減少します。したがって、申込時点で想定される持株比率よりも実際の持株比率が上昇する可能性があります。

(3) 株式による課税関係のリスクについて

カブアンド種類株主等に対する配当が行われた場合や、カブアンド種類株式を売却もしくは購入した場合または金銭もしくは普通株式を対価とする取得条項もしくは全部取得条項が行使された場合、カブアンド種類株主に課税関係が生じる可能性があります。カブアンド種類株主は、カブアンド種類株式の所有または処分等に関連する課税関係について、自ら、税務専門家からの助言を求めることが推奨されます。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」といいます。)の状況の概要は次のとおりであります。

当社は、2024年11月にサービスリリースされ比較情報がないため、第1期事業年度については前事業年度との実績比較は行っておらず、第2期中間会計期間については前中間会計期間との実績比較は行っておりません。

① 財政状態および経営成績の状況

第1期事業年度(自 2024年2月9日 至 2025年1月31日)

最近事業年度は、生活インフラ関連事業のサービスリリースに向け、サービスの設計、パートナー企業の選定および交渉、システム開発、オペレーションの構築、カスタマーサポートおよびバックオフィス体制の整備等を進めました。

2024年11月のサービス開始に伴い、当社および当社のサービスの認知獲得のための施策として、様々なプロモーションを行いました。具体的には、明石家さんま氏を起用したテレビコマーシャルの放映、当社の取り組みや創業理念について記載した書籍の販売、インターネットへの広告の出稿、代表取締役社長の前澤友作によるYouTube等を通じた発信や、新規入会キャンペーンやサービス利用促進キャンペーンを行いました。

最近事業年度末時点の利用者数・利用金額・売上高をサービス別に示すと、次のとおりであります。

(2025年1月31日現在)

サービス名	利用者数(千人)	利用金額(千円)	売上高(千円)
KABU&でんき	86	999,078	61,465
KABU&ガス	54	312,378	32,342
KABU&モバイル	58	416,172	375,549
KABU&ひかり	5	45,949	63,458
KABU&ウォーター	18	91,547	34,646
KABU&ふるさと納税	176	9,860,924	427,261
KABU&プラス	282	329,789	329,789
合計	679	12,055,837	1,324,513

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 利用者数の合計は、各サービスの利用者数の合計であり、延べ人数です。

3. 売上高の金額は、サービスの利用等に伴い付与する株引換券に相当する金額を控除した後の数値となります。

この結果、最近事業年度の財政状態および経営成績は以下のとおりとなりました。

a 財政状態

最近事業年度末の資産の合計は3,886,462千円、負債の合計は2,688,670千円、純資産の合計は1,197,792千円となりました。

b 経営成績

最近事業年度の売上高は1,324,513千円、営業損失は2,165,112千円、経常損失は1,977,167千円、当期純損失は1,805,749千円となりました。

なお、当社は生活インフラ関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第2期中間会計期間(自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)

当中間会計期間におきましては、2024年11月にリリースしたサービスの基盤強化に注力するとともに、2025年4月にはKABU&カードを提供開始し、利用者拡大を目的とした各種キャンペーンを実施いたしました。

6月には最初の株引換が行われ、約69万人の最初の株主(カブアンド種類株式の募集に応じて割当てを受けた株主の中で最初であることを意味します。)が誕生し、当該株主を対象とした限定施策を実施することで、エンゲージメントの向上を図りました。

経営成績としては、創業初期の投資フェーズにあるものの、上記各種施策の効果もあり利用者数が順調に推移していると考えております。

当中間会計期間末時点の利用者数・利用金額・売上高をサービス別に示すと、次のとおりであります。

(2025年7月31日現在)

サービス名	利用者数(千人)	利用金額(千円)	売上高(千円)
KABU&でんき	111	6,676,596	309,190
KABU&ガス	67	2,195,761	127,228
KABU&モバイル	82	1,414,547	1,163,864
KABU&ひかり	14	380,461	446,545
KABU&ウォーター	35	687,997	191,200
KABU&ふるさと納税	222	5,129,729	262,986
KABU&カード	144	7,407,572	75,633
KABU&プラス	290	796,087	796,087
その他	-	4,842	5,753
合計	969	24,693,590	3,378,491

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 利用者数の合計は、各サービスの利用者数の合計であり、延べ人数です。
3. 売上高の金額は、サービスの利用等に伴い付与する株引換券に相当する金額を控除した後の数値となります。

この結果、当中間会計期間の財政状態および経営成績は以下のとおりとなりました。

a 財政状態

当中間会計期間末の資産の合計は前事業年度末に比べ1,348,673千円増加し、5,235,136千円となりました。負債の合計は前事業年度末に比べ1,127,036千円増加し、3,815,706千円となりました。純資産の合計は前事業年度末に比べ221,637千円増加し、1,419,430千円となりました。

b 経営成績

当中間会計期間の売上高は3,378,491千円、営業損失は1,121,262千円、経常損失は1,103,677千円、中間純損失は1,036,038千円となりました。

なお、当社は生活インフラ関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

② キャッシュ・フローの状況

第1期事業年度(自 2024年2月9日 至 2025年1月31日)

最近事業年度末の現金及び現金同等物(以下「資金」といいます。)の残高は1,199,952千円となりました。

最近事業年度におけるキャッシュ・フローの状況と主な要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

最近事業年度における営業活動の結果減少した資金は977,326千円となりました。この主な要因は、未払金の増加額966,034千円、仕入債務の増加額530,799千円によりキャッシュ・フローが増加した一方、税引前当期純損失1,977,167千円、売上債権の増加額689,553千円によりキャッシュ・フローが減少したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

最近事業年度における投資活動の結果減少した資金は864,537千円となりました。この主な要因は、無形固定資産の取得による支出820,634千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

最近事業年度における財務活動の結果増加した資金は2,991,217千円となりました。これは、株式の発行による手取金2,991,217千円によるものであります。

第2期中間会計期間(自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)

当中間会計期間末の現金及び現金同等物(以下「資金」といいます。)の残高は前事業年度末に比べ169,545千円減少し、1,030,406千円となりました。

当中間会計期間におけるキャッシュ・フローの状況と主な要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における営業活動の結果減少した資金は380,094千円となりました。この主な要因は、株引換券に係る負債の増加額752,217千円、株引換券等に係る引当金の増加額734,667千円によりキャッシュ・フローが増加した一方、税引前中間純損失1,103,677千円、売上債権の増加額912,273千円によりキャッシュ・フローが減少したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における投資活動の結果減少した資金は1,185,049千円となりました。この主な要因は、無形固定資産の取得による支出1,182,503千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における財務活動の結果増加した資金は1,395,598千円となりました。これは、前払式支払手段の発行による支出1,257,675千円によりキャッシュ・フローが減少した一方、短期借入金の純増加額1,400,000千円、株式の発行による収入1,253,273千円によりキャッシュ・フローが増加したことによるものであります。

③ 生産、受注および販売の実績

a 生産実績および受注実績

当社の業務内容は、役務提供を主体としているため、記載を省略しております。

b 販売実績

本項目の「(1) 経営成績等の状況の概要 ① 財政状態および経営成績の状況」に記載のとおりです。

なお、当社は生活インフラ関連事業の単一セグメントであります。

主要な販売先および当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

第1期事業年度(自 2024年2月9日 至 2025年1月31日)

セグメント	相手先	最近事業年度 (自 2024年2月9日 至 2025年1月31日)	
		金額(千円)	割合(%)
生活インフラ関連事業	株式会社トラストバンク	427,261	32.2

(注) 金額は、サービスの利用等に伴い付与する株引換券に相当する金額を控除した後の数値となります。

第2期中間会計期間(自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)

セグメント	相手先	当中間会計期間 (自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)	
		金額(千円)	割合(%)
生活インフラ関連事業	大阪ガス株式会社	420,376	12.5

(注) 金額は、サービスの利用等に伴い付与する株引換券に相当する金額を控除した後の数値となります。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識および分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において判断したものであります。

① 財政状態および経営成績の状況に関する認識および分析・検討内容

第1期事業年度(自 2024年2月9日 至 2025年1月31日)

a 財政状態の分析

(資産)

最近事業年度末の総資産は3,886,462千円となりました。その主な内訳は、現金及び預金1,199,952千円など流動資産が2,377,347千円、自社利用のソフトウェア開発に伴うソフトウェア758,625千円やソフトウェア仮勘定525,386千円など固定資産が1,509,115千円であります。

(負債)

負債は2,688,670千円となりました。これは、未払金1,586,684千円や買掛金530,799千円など流動負債が2,688,670千円であります。

(純資産)

純資産は1,197,792千円となりました。これは、資本剰余金2,903,542千円、利益剰余金△1,805,749千円など株主資本が1,197,792千円であります。

これらの結果、最近事業年度末における自己資本比率は30.8%となりました。

当社は、経営に必要な流動性の確保と健全なバランスシートの維持を財務方針としており、両者について定期的にモニタリングを行いその状況を確認しております。

b 経営成績の分析

(売上高)

最近事業年度の売上高につきましては、1,324,513千円となりました。2024年11月のサービス開始後、生活インフラ関連事業の各サービスにおいて利用者数が堅調に推移し、利用者の利用代金またはパートナー企業から支払われる取次等手数料により収益を獲得いたしました。なお、当社はサービスを自ら提供する事業(モバイル事業・インターネット回線事業)については、利用者から支払われる利用代金等を収益として、小売契約の代理締結・請求等の取次業務等を営む事業(電気事業・ガス事業・ウォーターサーバー事業・ふるさと納税事業)については、パートナー企業から支払われる手数料等を収益として計上しております。

(売上原価)

売上原価につきましては、モバイル事業における帯域購入等により516,672千円となりました。

(販売費及び一般管理費)

販売費及び一般管理費につきましては、サービス運営に伴う諸費用の発生により2,972,953千円となりました。

上記に記載のとおり、当期は認知獲得、利用者獲得を目的として、広告宣伝に力を入れた結果、広告宣伝費は916,000千円となりました。

また、当期は各サービスの運営に必要なシステムのほか、利用者のID管理、決済、株引換券管理等のシステムの開発を行いました。当該開発の一部を社外に委託したことにより外注費が発生いたしました。なお、当該費用のうち将来の収益獲得または費用削減が確実と判断された部分は貸借対照表のソフトウェアおよびソフトウェア仮勘定に計上されております。また、新規または既存利用者からの問合せに対し十分なカスタマーサポートを提供するため、一部の業務を社外に委託し、カスタマーサポート体制を構築いたしました。これらの結果、外注費は724,793千円となりました。

そのほか、販売促進等を目的とした株引換券を使ったキャンペーン等を実施した結果、株引換券等に係る引当金繰入額が285,945千円となりました。

以上の結果、営業損失は2,165,112千円となりました。

(営業外損益)

営業外収益につきましては、受取手数料等により196,727千円となりました。

営業外費用につきましては、株式交付費により8,783千円となりました。

(特別損益)

特別利益、特別損失は発生しておりません。

(法人税等)

法人税等の合計につきましては、法人税等調整額等により、△171,418千円となりました。

なお、当社は生活インフラ関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第2期中間会計期間(自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)

a 財政状態の分析

(資産)

当中間会計期間末の総資産は、前事業年度末に比べ1,348,673千円増加し、5,235,136千円となりました。

その主な内訳は、売掛金の増加911,762千円、自社利用のソフトウェア開発に伴うソフトウェアの増加1,012,334千円、ソフトウェア仮勘定の減少400,201千円であります。

(負債)

負債は、前事業年度末に比べ1,127,036千円増加し、3,815,706千円となりました。その主な内訳は、短期借入金の増加700,000千円、株主、役員又は従業員からの短期借入金の増加700,000千円、株引換券に係る負債の増加299,041千円、契約負債の増加185,831千円、預り金の増加155,367千円、未払金の減少892,820千円であります。

(純資産)

純資産は、前事業年度末に比べ221,637千円増加し、1,419,430千円となりました。その主な内訳は、資本金の増加628,837千円、資本剰余金の増加628,837千円、利益剰余金の減少1,036,038千円であります。

これらの結果、当中間会計期間末における自己資本比率は27.1%となりました。

当社は、経営に必要な流動性の確保と健全なバランスシートの維持を財務方針としており、両者について定期的にモニタリングを行いその状況を確認しております。

b 経営成績の分析

(売上高)

当中間会計期間の売上高につきましては、3,378,491千円となりました。2024年11月にサービスが開始されました生活インフラ関連事業の各サービスに加え、2025年4月にローンチしましたKABU&カードにおいても他のサービス利用者を中心に順調に利用者を獲得し、利用者の利用代金またはパートナー企業から支払われる取次等手数料により収益を獲得いたしました。なお、当社はサービスを自ら提供する事業(モバイル事業等)については、利用者から支払われる利用代金等を収益として、小売契約の代理締結・請求等の取次業務等を営む事業(電気事業等)については、パートナー企業から支払われる手数料等を収益として計上しております。

(売上原価)

売上原価につきましては、モバイル事業における帯域購入等により1,197,713千円となりました。

(販売費及び一般管理費)

販売費及び一般管理費につきましては、サービス運営に伴う諸費用の発生により3,302,040千円となりました。

上記に記載のとおり、前事業年度から引き続き、各サービスの運営に必要なシステムのほか、利用者のID管理、決済、株引換券管理等のシステムの開発の一部を社外に委託したことにより外注費が発生しております。なお、当該費用のうち将来の収益獲得または費用削減が確実と判断された部分は中間貸借対照表のソフトウェアおよびソフトウェア仮勘定に計上されております。また、新規または既存利用者からの問合せに対し十分なカスタマーサポートを提供するため、一部の業務を社外に委託し、カスタマーサポート体制を構築しております。これらの結果、外注費は997,064千円となりました。

そのほか、販売促進等を目的とした株引換券を使ったキャンペーン等を実施した結果、株引換券等に係る引当金繰入額が636,981千円となりました。以上の結果、営業損失は1,121,262千円となりました。

(営業外損益)

営業外収益につきましては、印税収入や業務受託料等により27,268千円となりました。

営業外費用につきましては、株式交付費等により9,683千円となりました。

(特別損益)

特別利益、特別損失は発生しておりません。

(法人税等)

法人税等の合計につきましては、法人税等調整額等により、△67,639千円となりました。

なお、当社は生活インフラ関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容ならびに資本の財源および資金の流動性に係る情報

a キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況につきましては「(1) 経営成績等の状況の概要② キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

b 資本の財源および資金の流動性に係る情報

当社の運転資金需要のうち主なものは、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、システム開発投資等によるものであります。

運転資金および投資資金につきましては、主に代表者からの出資および営業活動から得られるキャッシュ・フローを源泉とする内部資金を活用することを基本とし、金融機関からの借入等、最適な資金調達を選択しております。

③ 重要な会計上の見積りおよび当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債および収益・費用の報告金額ならびに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計上の見積りは、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載しております。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な経営指標等

第1期事業年度(自 2024年2月9日 至 2025年1月31日)

前記「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2)経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な経営指標等」に記載のとおり、「国民総株主」を早期に達成する観点から、利用者数を重要な指標と捉えております。また将来にわたって利用者へ株式で還元する仕組みを継続できるよう、また持続可能な経営を行うことを目指す観点から、売上高および営業利益を重視しております。

利用者数および売上高については、前記「(1) 経営成績等の状況の概要 ① 財政状態および経営成績の状況」に記載のとおり、サービスごとに分析を行っております。最近事業年度は、様々な認知獲得のための施策の結果、利用者数および売上高は堅調に推移いたしました。一方で、前記「(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 ① 財政状態および経営成績の状況に関する認識および分析・検討内容 b 経営成績の分析」に記載のとおり、広告宣伝費、外注費、株引換券等に係る引当金等の影響で、営業損失となりました。

第2期中間会計期間(自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)

当中間会計期間においても、利用者数ならびに売上高および営業利益を重視しております。前記「(1) 経営成績等の状況の概要 ① 財政状態および経営成績の状況」に記載のとおり、サービスごとに分析を行っており、様々な認知獲得のための施策の結果、利用者数および売上高は堅調に推移いたしました。一方で、前記「(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 ① 財政状態および経営成績の状況に関する認識および分析・検討内容 b 経営成績の分析」に記載のとおり、広告宣伝費、外注費、株引換券等に係る引当金等の影響で、営業損失となりました。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) パートナー企業との契約

相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
株式会社トラストバンク	日本	ふるさと納税	2024年9月20日	自 2024年9月20日 至 2025年9月19日 (注)	業務提携契約
ミック株式会社	日本	MVNO	2024年11月5日	自 2024年11月5日 至 2025年11月4日 (注)	MVNO契約
プレミアムウォーター株式会社	日本	ウォーターサーバー	2024年11月18日	自 2024年11月20日 至 2025年11月19日 (注)	業務提携契約
大阪ガス株式会社	日本	電気	2024年11月18日	自 2024年11月18日 至 2026年3月31日 (注)	業務委託契約(東京電力エリア以外。大阪ガス株式会社を小売電気事業者とする代理契約)
大阪ガス株式会社	日本	電気	2024年11月18日	自 2024年11月18日 至 2026年3月31日 (注)	業務委託契約(東京電力エリア。大阪ガスを取次業者、株式会社CDエナジーダイレクトを小売電気事業者とする代理契約)
大阪ガス株式会社	日本	ガス	2024年11月18日	自 2024年11月18日 至 2026年3月31日 (注)	業務委託契約(大阪ガスエリア。大阪ガス株式会社をガス小売事業者とする代理契約)
大阪ガス株式会社	日本	ガス	2024年11月18日	自 2024年11月18日 至 2026年3月31日 (注)	業務委託契約(東京ガスエリア。大阪ガスを取次業者、株式会社CDエナジーダイレクトをガス小売事業者とする代理契約)
ミツウロコグリーンエネルギー株式会社	日本	ガス	2024年11月19日	自 2024年11月20日 至 2025年11月19日 (注)	取次契約(東邦ガス・西部ガスエリア)
MXモバイルリング株式会社	日本	光回線	2024年11月19日	自 2024年11月19日 至 2026年3月31日 (注)	光コラボレーションモデルに関する契約
株式会社ジェーシービー	日本	クレジットカード	2025年3月28日	自 2025年3月28日 至 2026年3月27日 (注)	提携カード契約

EDOCODE 株式会社	日本	リワード	2025年4月24日	自 2025年4月24日 至 2026年4月23日 (注)	業務委託契約
株式会社JPIX	日本	Wi-Fi	2025年9月19日	自 2025年9月19日 至 2026年9月18日 (注)	回線卸サービス 契約
株式会社じげん	日本	ガス	2025年10月6日	自 2025年10月6日 至 2026年10月5日 (注)	紹介契約
ビッグロープ株式 会社	日本	光回線	2025年10月28日	自 2025年10月28日 至 2026年10月27日 (注)	業務提携契約

(注) 自動更新あり。

(2) その他企業との契約

相手先の名称	相手先の 所在地	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
トランスコスモス 株式会社	日本	カスタマー サポート業務	2024年7月1日	自 2024年7月1日 至 2025年6月30日 (注) 1	業務委託契約
アクセンチュア 株式会社	日本	システム開発	2024年10月7日	—(注) 2	業務委託契約 (準委任)
株式会社 ARIGATOBANK	日本	前払式支払手段 サービス	2025年4月24日	自 2025年4月24日 至 2026年4月23日 (注) 1	加盟店契約

(注) 1. 自動更新あり。

2. 月毎に個別契約を締結。

(3) 金銭消費貸借契約等

当社は、2025年2月14日付で当社代表取締役社長および当社の株主である前澤友作との間で借入金額7億円(利率年1.0%、弁済期日2025年9月30日、弁済期日一括返済、無担保)の金銭消費貸借契約を締結し、2025年2月17日付で借入れを実施しました。なお、2025年9月30日付で弁済期日を2026年2月28日に変更する覚書を締結しました。

また、当社は、2025年4月16日開催の取締役会において、株式会社みずほ銀行との間で借入金額7億円(利率：TIBOR(1ヶ月物)+スプレッド(変動金利)、弁済期日2026年1月31日、弁済期日一括返済、無担保・無保証)の金銭消費貸借契約を締結することを決議し、2025年4月17日付で契約を締結、2025年4月21日付で借入れを実施しました。あわせて、2025年4月16日開催の取締役会において、同行との間で限度額30億円(利率：TIBOR(1週間物)+スプレッド(変動金利)、契約期間2025年4月21日～2025年7月31日(同行および当社から特段の意思表示がない場合は期限1年延長、その後も同様)、無担保・無保証)とする当座貸越契約を締結することを決議し、2025年4月17日付で契約を締結いたしました。

(4) 吸収分割契約

当社は、2024年4月30日付で、株式会社スタートトゥデイと吸収分割契約を締結いたしました。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 注記事項(企業結合等関係)」および「第5 経理の状況 1 財務諸表等 関連当事者情報」に記載のとおりであります。

(5) 株式譲渡契約

(株式会社KABU&ほけんパートナーズに関する株式譲渡契約)

当社は、2025年10月8日開催の取締役会において、KABU&ほけんパートナーズの全株式を取得することにより、同社を子会社とすることを決議いたしました(以下、本「株式会社KABU&ほけんパートナーズに関する株式譲渡契約」において「本株式取得」といいます。)。また、同日付でKABU&ほけんパートナーズの株主である株式会社前澤ファンドおよび松田成史氏との間で、本株式取得に係る株式譲渡契約を締結いたしました。

本株式取得の概要は、以下のとおりです。

① 本株式取得の目的

当社は、「目指せ、国民総株主」をテーマに、日本国内における株式投資家を増やし、日本国経済を活性化させることをミッションに掲げ、電気やガスなど、多くの国民に関与するサービスを提供する生活インフラ関連事業を展開しています。本ミッションを推進するため、今般、KABU&ほけんパートナーズの株式を取得し、同社を子会社化し、当社グループの新たな事業として保険事業を開始いたしました。

当社は、保険事業が、当社の既存のインフラ事業とも親和性の高い事業であると判断いたしました。

保険事業を開始するにあたり、多様な保険商品を利用者に提供し、最適な選択肢を提供できるよう、特定の保険会社に限定せず、複数の保険会社の商品を取り扱う乗合代理店を事業モデルとし、かつ、保険業法に準拠したオンラインでの保険販売プラットフォームを自社開発・自社保守できる体制が既に構築されており、柔軟かつ迅速に事業を展開することが可能なKABU&ほけんパートナーズが最善であると判断し、KABU&ほけんパートナーズの株式を取得いたします。

本株式取得を通じて、お客様の多様なニーズに応える新たなサービスを提供し、当社グループ全体の事業シナジーの最大化を図ります。

② 本株式取得の対象会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社KABU&ほけんパートナーズ
本店の所在地	千葉県船橋市本町一丁目28-1 レオセントラルスクエアⅢ 4階
代表者の氏名	代表取締役 松田 成史
資本金の額	100,000千円(2025年5月末現在)
純資産の額	▲38,111千円(2025年5月末現在)
総資産の額	213,787千円(2025年5月末現在)
事業の内容	生命保険募集に関する業務ならびに損害保険および少額短期保険の代理業 IT(情報技術)事業の開発、提供および管理

③ 本株式取得の時期

契約締結日	2025年10月8日
株式譲渡実行日	2025年10月15日

④ 取得株式数、取得価額及び所有株式の状況

取得株式数	232,057株
取得価額	46,411,400円
取得後の所有株式数	232,057株

⑤ 本株式取得の対象会社の最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(単位：千円)

決算期	2023年５月期	2024年５月期	2025年５月期
売上高	46,330	403,491	130,936
営業利益	(464,106)	60,943	(175,361)
経常利益	(474,706)	32,333	(176,660)
当期純利益	(501,182)	(144,903)	(187,260)

(注) 数値は未監査です。

(株式会社Asian Bridgeに関する株式譲渡契約)

当社は、2025年10月14日付の取締役会において、Asian Bridgeの全株式を取得することにより、同社を子会社とすることを決議し(以下、本「株式会社Asian Bridgeに関する株式譲渡契約」において「本株式取得」といいます。)、同日付でAsian Bridgeの株主である小西広恭氏らとの間で、本株式取得に係る株式譲渡契約を締結いたしました。また、当社は、Asian Bridgeとの間で、本株式取得後、限度額２億円(利率：貸付期間に応じたTIBOR＋スプレッド(固定金利)、契約期間2025年10月27日～2026年10月26日(Asian Bridgeおよび当社から特段の意思表示がない場合は期限１年延長、その後も同様)、無担保・無保証)とする貸付枠契約を2025年10月27日付で締結いたしました。

本株式取得の概要は、以下のとおりです。

① 本株式取得の目的

システム開発・保守の戦略的内製化により、外部へのコスト流出を抑制することによって、当社グループ全体で資本効率と収益性の向上を図るためであります。

② 本株式取得の対象会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社Asian Bridge
本店の所在地	東京都港区芝３-1-15芝ポートビル７F
代表者の氏名	代表取締役 小西 広恭
資本金の額	84,000千円(2025年８月末現在)
純資産の額	▲25,496千円(2025年８月末現在)(注)
総資産の額	321,149千円(2025年８月末現在)(注)
事業の内容	スマートフォンアプリケーション開発関連事業、Webシステム開発関連事業、IT基盤構築運用関連事業、Webサービス関連事業、ソーシャルゲーム向けイラスト制作事業、会社インフラ関連IT事業およびITエンジニア派遣事業

(注)数値は速報値であり、未監査です。

③ 本株式取得の時期

契約締結日	2025年10月14日
株式譲渡実行日	2025年10月27日

④ 取得株式数、取得価額及び所有株式の状況

取得株式数	1,148,000株
取得価額	401,026,800円
取得後の所有株式数	1,148,000株

⑤ 本株式取得の対象会社の最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(単位：千円)

決算期	2023年２月期	2023年10月期(注２)	2024年10月期
売上高	525,732	324,231	540,942
営業利益	20,489	(72,016)	(65,732)
経常利益	19,949	(57,823)	(65,854)
当期純利益	12,033	(116,787)	(81,724)

(注) １．数値は未監査です。

２．本株式取得の対象会社は、2023年10月30日付の臨時株主総会の決議により定款の一部を変更し、事業年度を毎年11月１日から翌年10月31日までに変更しております。当該事業年度の変更に伴い、2023年10月期は、2023年３月１日から2023年10月31日までの８ヶ月間の決算期間となっております。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第1期事業年度(自 2024年2月9日 至 2025年1月31日)

最近事業年度に実施した設備投資の総額は1,335,692千円であり、主に自社利用のソフトウェア開発に伴う取得1,315,340千円(ソフトウェア仮勘定を含みます。)であります。なお、当社の事業セグメントは、生活インフラ関連事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(注) 重要な設備の除却、売却はありません。

第2期中間会計期間(自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)

当中間会計期間に実施した設備投資の総額は1,487,672千円であり、主に自社利用のソフトウェア開発に伴う取得1,480,198千円(ソフトウェア仮勘定を含みます。)であります。なお、当社グループの事業セグメントは、生活インフラ関連事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(注) 重要な設備の除却、売却はありません。

2【主要な設備の状況】

2025年7月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		ソフトウェア	ソフトウェア 仮勘定	その他	合計	
本社 (東京都港区)	本社設備等	1,770,960	125,184	22,105	1,918,250	52

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品ならびに商標権であります。

3. 本社の建物は賃借物件であり、年間賃借料は61,555千円であります。

4. 当社グループの事業セグメントは、生活インフラ関連事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】(2025年10月28日現在)

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	15,000,000,000
カブアンド種類株式	15,000,000,000
計	30,000,000,000

②【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,166,666,667	非上場・非登録	完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 (注) 1, 2
カブアンド種類株式	419,225,250	非上場・非登録	(注) 1, 2, 3
計	3,585,891,917	—	—

(注) 1. 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する旨を定款に定めております。

2. 当社は単元株制度を採用しておりません。

3. カブアンド種類株式の内容は以下のとおりです。

イ 剰余金の配当

当社は、普通株式に対して剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたカブアンド種類株主等に対し、カブアンド種類株式1株につき、普通株式1株当たりの配当金と同額の配当を、普通株主等と同順位にて行います。

ロ 残余財産の分配

当社は、カブアンド種類株主等に対しては、残余財産の分配を行いません。

ハ 議決権

カブアンド種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を有しません。

ニ 種類株主総会の決議

(1) 種類株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行います。

(2) 会社法第324条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(3) 当社は、当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、カブアンド種類株主総会の決議を要しない旨を定款に定めています。ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではありません。

(4) カブアンド種類株式については、会社法第199条第4項、第200条第4項、第238条第4項、第239条第4項、第795条第4項および第816条の3第3項の規定によるカブアンド種類株主総会の決議を要しません。

ホ 相続人等に対する売渡しの請求

当社は、相続その他の一般承継によりカブアンド種類株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができます。

ヘ 会社による普通株式対価の取得条項

当社は、当社の発行する株式につきいずれかの金融商品取引所への上場の申請を行うことが取締役会で承認された場合には、取締役会が定める日において、その日に当社が発行するカブアンド種類株式の全部(当社が保有するカブアンド種類株式を除きます。)を取得し、カブアンド種類株式1株を取得するの

と引換えに、カブアンド種類株主に対して、普通株式1株を交付することができます。ただし、この場合の取得の対価は、株式の分割または併合等があった場合はこれに応じて調整します。

ト 会社による無償の取得条項

当社は、カブアンド種類株主が反社会的勢力に該当する場合(注)で、かつ取締役会の承認がなされた場合には、当該カブアンド種類株主が保有するカブアンド種類株式を無償で取得することができます。

(注) 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者をいいます。

カブアンド種類株主が反社会的勢力に該当するか否かは、当該株主に関する情報(氏名・住所・生年月日)とデータベースとの照合により確認し、本募集に係る割当て時点に加え、月毎、四半期毎等の一定期間毎に当該確認を実施する予定です。

チ 会社による金銭対価の取得条項

- (1) 当社は、当社がカブアンド種類株主を当社のサービスの会員から強制的に退会させる場合で、かつ取締役会の承認がなされた場合には、当該カブアンド種類株主が保有するカブアンド種類株式を、1株につき、カブアンド種類株式1株あたりの払込金額相当額で取得することができます。ただし、この場合の取得の対価は、株式の分割または併合等があった場合はこれに応じて調整します。
- (2) 当社は、当社がカブアンド種類株主に対してする通知または催告に対し、6か月以上返答がない場合で、かつ取締役会の承認がなされた場合には、当該カブアンド種類株主が保有するカブアンド種類株式を、1株につき、カブアンド種類株式1株あたりの払込金額相当額で取得することができます。ただし、この場合の取得の対価は、株式の分割または併合等があった場合はこれに応じて調整します。

リ 全部取得条項

当社は、株主総会の特別決議により、カブアンド種類株式の全部を取得することができます。この場合の取得の対価は、当該決議時の当社の財務状況を踏まえて株主総会において定めるものとします。

ヌ 株式の併合、分割または募集株式の割当てを受ける権利等

- (1) 当社は、株式の併合または分割を行うときは、普通株式およびカブアンド種類株式の種類ごとに同時に同一割合で行います。
- (2) 当社は、株主に募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、カブアンド種類株主にはカブアンド種類株式またはカブアンド種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与えます。
- (3) 当社は、株主に株式または新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、カブアンド種類株主にはカブアンド種類株式またはカブアンド種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行います。
- (4) 当社は、株式移転(当社の単独による株式移転に限ります。)をするときは、普通株主等には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の普通株式と同種の株式を、カブアンド種類株主等にはカブアンド種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社のカブアンド種類株式と同種の株式を、それぞれ同一割合で交付します。

ル 自己のカブアンド種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

- (1) 当社は、株主総会の決議により特定のカブアンド種類株主からカブアンド種類株式の全部または一部を取得することができます。
- (2) 上記(1)の場合、当社は、他のカブアンド種類株主に対して、会社法第160条第2項に定める通知をするを要せず、また、他のカブアンド種類株主は、上記(1)の特定のカブアンド種類株主に自己を加えたものを株主総会の議案とすることを請求することができません。

ヲ 譲渡制限

カブアンド種類株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければなりません。

4. 当社は、普通株式およびカブアンド種類株式の異なる種類の株式について定款に定めています。普通株式は、完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。普通株式およびカブアンド種類株式はいずれも単元株式数が定められておらず同一ですが、カブアンド種類株式には株主総会における議決権が付されておられません。これは、カブアンド種類株式が当社の上場前に広く公募され多くの利用者に保有されることが想定されるなか、上場に向けた準備を含む当社の重要な業務を円滑に執行するためであります。当社普通株式が上場する場合には、当社は、カブアンド種類株式1株当たり普通株式1株を対価としてカブアンド種類株式を取得することができます。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(1) 株式会社カブ&ピース第1回新株予約権

決議年月日	2025年4月24日(臨時株主総会) 2025年4月25日(取締役会)
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役 2 当社監査役 1 当社従業員 45
新株予約権の数(個)	152,257,000 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数(株)	普通株式 152,257,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2027年4月26日 至 2040年4月25日(ただし、2040年4月25日 が銀行営業日でない場合にはその前銀行 営業日まで)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 3 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権者は、本新株予約権を第三者に 譲渡することはできず、また、いかなる理由 であれ、担保権の対象とすることはできな い。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 6

※最近事業年度の末日時点において本新株予約権は発行されておりませんので、本有価証券届出書提出日の前月末現在(2025年9月30日)における内容を記載しております。

(注) 1. 本新株予約権の目的である株式の種類および総数は、普通株式152,257,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「付与株式数」といいます。))は1株とする。)。ただし、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。))または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で、付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. ① 当社が、本新株予約権の割当日後、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

② また、新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行および自己株式の処分ならびに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

③ 新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することが

できるものとする。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の行使の条件
 - ① 本新株予約権は、当社普通株式が国内外のいずれかの金融商品取引所に上場されるまでは行使することができない。
 - ② 本新株予約権を保有する者(以下「本新株予約権者」といいます。)は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社または子会社の取締役または使用人のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合で、当社取締役会において特別に認められたときはこの限りではない。
 - ③ 本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
 - ④ 本新株予約権者は、当該本新株予約権者に次のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会が別段の取扱いを定めた場合にはこの限りではない。
 - (a) 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
 - (b) 当社と競合する業務を営む会社を直接もしくは間接に設立し、または当該会社の取締役等の役員もしくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合(ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。)
 - (c) 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
 - (d) 当社の就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
 - (e) 差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受け、または公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (f) 支払停止もしくは支払不能となり、または振出しもしくは引き受けた手形もしくは小切手が不渡りになった場合
 - (g) 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合または自らこれを申し立てた場合
 - (h) 後見開始、保佐開始または補助開始の審判を受けた場合
 - ⑤ 各新株予約権の一部行使はできない。
 - ⑥ 本新株予約権者の本新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額は、2,400万円(または行使時において租税特別措置法の適用を受けることができる権利行使価額の年間の合計額)を超えてはならない。
5. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転(以下「組織再編行為」と総称します。)をする場合、当社は、本新株予約権者に対し、組織再編行為の効力発生日に、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」といいます。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。
 - ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数またはその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の取決めに準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法組織再編行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の取決めに準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、行使期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
(注) 4 に準じて決定する。
- ⑦ 新株予約権の取得事由および取得条件
(注) 6 に準じて決定する。
- ⑧ 新株予約権の処分禁止
本新株予約権者は、再編対象会社の新株予約権を第三者に譲渡することはできず、また、いかなる理由であれ、担保権の対象とすることはできない。
- ⑨ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
(注) 3 に準じて決定する。
- ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. ① 当社が消滅会社となる合併契約の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約の議案、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約の議案もしくは株式移転計画の議案を目的事項とする株主総会の招集を当社株主総会が決議した場合(株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合)または株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。
- ② 当社は、本新株予約権者が(注) 4 に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合または本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ 当社は、当社取締役会の決議で別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部または一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

(2) 株式会社カブ&ピース第2回新株予約権

決議年月日	2025年10月27日(臨時株主総会) 2025年10月28日(取締役会)
付与対象者の区分および人数(名)	当社監査役 1 当社従業員 12 連結子会社取締役 3 連結子会社従業員 79(注) 7
新株予約権の数(個)	46,312,000 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数(株)	普通株式 46,312,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	6 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2027年10月29日 至 2040年10月28日(ただし、2040年10月28日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 6 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権者は、本新株予約権を第三者に譲渡することはできず、また、いかなる理由であれ、担保権の対象とすることはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 6

※最近事業年度の末日時点において本新株予約権は発行されておりませんので、本有価証券届出書提出日現在における内容を記載しております。

(注) 1. 本新株予約権の目的である株式の種類および総数は、普通株式46,312,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「付与株式数」といいます。))は1株とする。)。ただし、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。))または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で、付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. ① 当社が、本新株予約権の割当日後、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

- ② 当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による新株の発行および自己株式の処分ならびに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。))は、次の算式により生じる行使価額を調整し、調整により1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

- ③ 本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権は、当社普通株式が国内外のいずれかの金融商品取引所に上場されるまでは行使することができない。
- ② 本新株予約権を保有する者(以下「本新株予約権者」といいます。))は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社または子会社の取締役または使用人のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合で、当社取締役会において特別に認められたときはこの限りではない。
- ③ 本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- ④ 本新株予約権者は、当該本新株予約権者に次のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会が別段の取扱いを定めた場合にはこの限りではない。
- (a) 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
 - (b) 当社と競合する業務を営む会社を直接もしくは間接に設立し、または当該会社の取締役等の役員もしくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合(ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。)
 - (c) 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
 - (d) 当社の就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
 - (e) 差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受け、または公租公課の滞納処分を受けた場合

- (f) 支払停止もしくは支払不能となり、または振出しもしくは引き受けた手形もしくは小切手が不渡りになった場合
 - (g) 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合または自らこれを申し立てた場合
 - (h) 後見開始、保佐開始または補助開始の審判を受けた場合
 - ⑤ 各本新株予約権の一部行使はできない。
 - ⑥ 本新株予約権者の本新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額は、2,400万円(または行使時において租税特別措置法の適用を受けることができる権利行使価額の年間の合計額)を超えてはならない。
5. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転(以下「組織再編行為」と総称します。)をする場合、当社は、本新株予約権者に対し、組織再編行為の効力発生日に、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」といいます。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数またはその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の取決めに準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の取決めに準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、行使期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件
(注)4に準じて決定する。
 - ⑦ 新株予約権の取得事由および取得条件
(注)6に準じて決定する。
 - ⑧ 新株予約権の処分禁止
本新株予約権者は、再編対象会社の新株予約権を第三者に譲渡することはできず、また、いかなる理由であれ、担保権の対象とすることはできない。
 - ⑨ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
(注)3に準じて決定する。
 - ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. ① 当社が消滅会社となる合併契約の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約の議案、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約の議案もしくは株式移転計画の議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議した場合(株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合)または株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。
- ② 当社は、本新株予約権者が(注)4に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合または本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ③ 当社は、当社取締役会の決議で別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部または一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議

によりその取得する本新株予約権の一部を定める。
7. 臨時従業員2名を含む。

②【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】
該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (円)	資本金残高 (円)	資本準備金 増減額 (円)	資本準備金 残高 (円)
2024年2月9日 (注) 1	普通株式 500,000,000	普通株式 500,000,000	250,000,000	250,000,000	250,000,000	250,000,000
2024年8月30日 (注) 2	普通株式 2,500,000,000	普通株式 3,000,000,000	1,250,000,000	1,500,000,000	1,250,000,000	1,500,000,000
2025年1月31日 (注) 3	—	普通株式 3,000,000,000	△1,400,000,000	100,000,000	1,400,000,000	2,900,000,000
2025年6月20日 (注) 4	カブアンド 種類株式 419,225,250	普通株式 3,000,000,000 カブアンド 種類株式 419,225,250	628,837,875	728,837,875	628,837,875	3,528,837,875
2025年10月28日 (注) 5	普通株式 166,666,667	普通株式 3,166,666,667 カブアンド 種類株式 419,225,250	500,000,001	1,228,837,876	500,000,001	4,028,837,876

(注) 1. 当社の設立による出資金の払込みであります。

2. 有償第三者割当増資によるものであります。

発行価格 1円

資本組入額 1株につき0.5円

3. 財務体質の強化を目的として、2025年1月30日開催の当社臨時株主総会の決議により、資本金の額を1,400,000,000円減少(減資割合93.3%)し、その減少する資本金の額の全額を資本準備金へ振り替え、減少後の資本金の額を100,000,000円としております。

4. 有償一般募集であるカブアンド種類株式第1期募集によるものであります。

発行価格 3円

資本組入額 1株につき1.5円

5. 有償第三者割当増資によるものであります。

発行価格 6円

資本組入額 1株につき3円

(4)【所有者別状況】

①普通株式

2025年10月28日現在

区分	株式の状況								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	2	—	—	1	3	—
所有株式数 (株)	—	—	—	1,066,666,667	—	—	2,100,000,000	3,166,666,667	—
所有株式数の 割合(%)	—	—	—	33.7	—	—	66.3	100.0	—

②カブアンド種類株式

2025年10月28日現在

区分	株式の状況							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	—	—	—	690, 151	690, 151	—
所有株式数 (株)	—	—	—	—	—	—	419, 225, 250	419, 225, 250	—
所有株式数の 割合(%)	—	—	—	—	—	—	100. 0	100. 0	—

(5) 【大株主の状況】

所有株式数別

2025年10月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有割合(%)
前澤 友作	千葉県千葉市稲毛区	2,100,000,000	58.56
株式会社前澤ファンド	東京都港区麻布台一丁目3番1号	626,666,666	17.48
株式会社グーニーズ	東京都港区麻布台一丁目3番1号	440,000,001	12.27
松井 眞紀	東京都港区	213,600	0.01
熊倉 勝也	栃木県佐野市	171,924	0.00
坂本 圭昌	福岡県北九州市八幡西区	170,348	0.00
飯塚 邦晴	静岡県静岡市葵区	130,150	0.00
赤澤 光章	岡山県倉敷市	129,646	0.00
田中 修治	東京都目黒区	127,854	0.00
石原 慎也	東京都港区	97,616	0.00
計	—	3,167,707,805	88.34

- (注) 1. 株式会社前澤ファンドおよび株式会社グーニーズは、当社の代表取締役社長である前澤友作氏が100%出資しております。
2. 所有株式数にはカブアンド種類株式が含まれています。なお、カブアンド種類株主は当社の株主総会における議決権を有しません。
3. 株式会社前澤ファンドおよび株式会社グーニーズの所有株式数には、2025年10月27日付の当社臨時株主総会において決議し、同月28日付で第三者割当の方法により発行した当社普通株式の数を含みます。

所有議決権数別

2025年10月28日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する 所有議決権数 の割合(%)
前澤 友作	千葉県千葉市稲毛区	2,100,000,000	66.32
株式会社前澤ファンド	東京都港区麻布台一丁目3番1号	626,666,666	19.79
株式会社グーニーズ	東京都港区麻布台一丁目3番1号	440,000,001	13.89
計	—	3,166,666,667	100.00

- (注) 1. 株式会社前澤ファンドおよび株式会社グーニーズは、当社の代表取締役社長である前澤友作氏が100%出資しております。
2. 株式会社前澤ファンドおよび株式会社グーニーズの所有議決権数には、2025年10月27日付の当社臨時株主総会において決議し、同月28日付で第三者割当の方法により発行した当社普通株式に係る議決権の数を含みます。

(6)【議決権の状況】

①【発行済株式】

2025年10月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	カブアンド種類株式 419,225,250	—	「(1) 株式の総数等 ②発行済株式」に記載のとおりであります。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,166,666,667	3,166,666,667	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	3,585,891,917	—	—
総株主の議決権	—	3,166,666,667	—

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、創業して間もないことから、財務基盤の安定・強化を図り、積極的な成長投資を行うことにより、株主価値の持続的な向上が可能と考えており、創業以来配当は実施しておりません。

将来的には、内部留保の充実状況や当社を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対する利益還元策を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性およびその実施時期については未定であります。

また、当社は、配当の回数についての基本的な方針を定めておりませんが、2025年1月30日開催の当社臨時株主総会決議により2025年2月1日付で定款の一部変更を行い、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① 会社の機関の内容、内部統制システムの整備の状況およびリスク管理体制の整備の状況

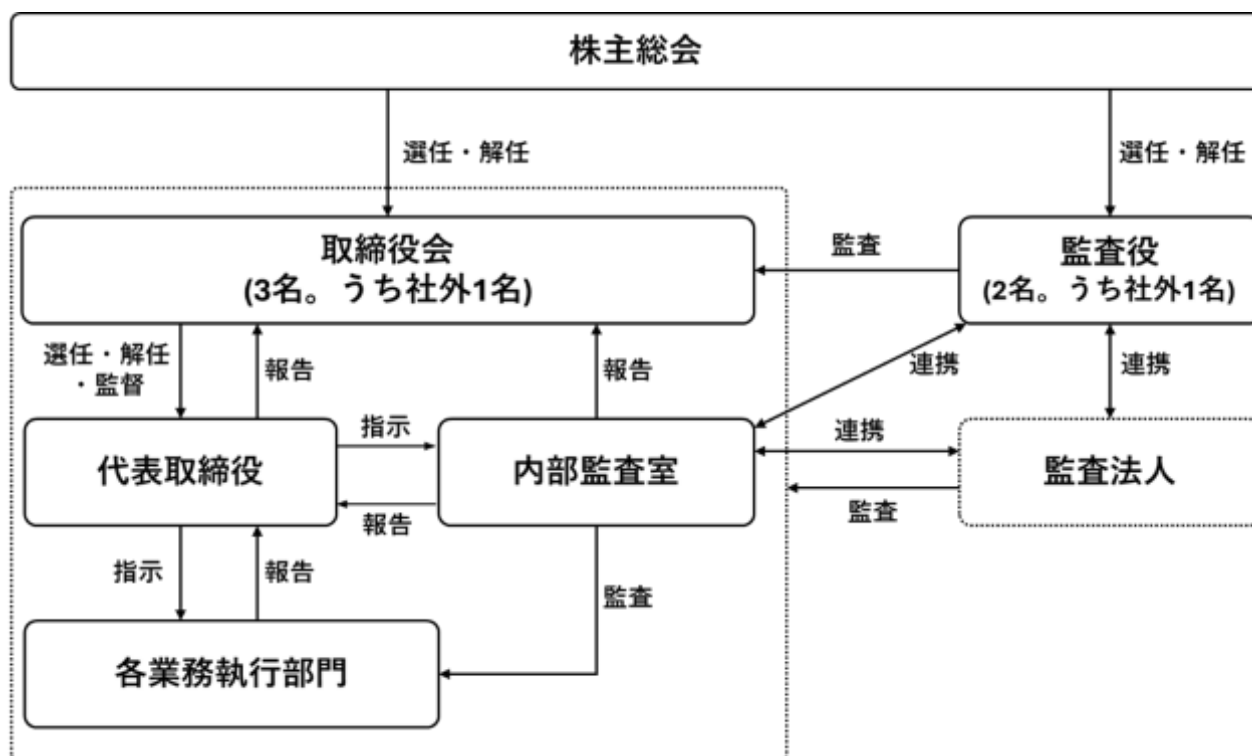
当社は、2025年1月30日開催の当社臨時株主総会において、取締役会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、2025年2月1日付で取締役会設置会社に移行しました。当社の業務執行は、取締役会の決議をもって決定しております。また、当社は監査役設置会社であり、監査役が各取締役の職務執行を監査しております。

取締役会は、取締役3名（うち社外取締役1名）で構成されており、毎月開催される定時取締役会に加え、随時必要に応じて開催され、法令または定款に定める事項のほか、重要な業務執行について審議・決定するとともに、取締役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役の職務執行を監督しております。

監査役は、2名（うち社外監査役1名）選任しており、コーポレート・ガバナンスに関する相当程度の知見を有していると判断しております。また、監査役は、取締役会その他の重要な会議への出席、取締役の職務執行状況の報告聴取ならびに本社および外部委託先における業務および財産の状況の調査等により、厳正な監査を実施するほか、定期的に開催される取締役との会議等を通じてコミュニケーションを図ることとしております。

内部統制システムおよびリスク管理体制につきましては、内部統制基本方針およびコンプライアンス規程に基づき整備をしており、当社グループの事業に伴う様々なリスクの把握・評価・管理に努め、リスク管理の状況について取締役会へ定期的な報告を行っています。また、監査役監査や内部監査の実施によって、リスクの発見に努め、必要に応じて、弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の専門家にリスク対応について助言を受けられる体制を整えております。内部通報の設置や各種モニタリングの実施等も行っておりますが、今後の事業の拡大に合わせ、さらなる充実に向けた取り組みを進めております。

(当社のコーポレート・ガバナンスの体制)



② 提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

グループ会社の経営管理については、当社関係会社管理規程により管理体制および管理基準を定め、適宜開催される報告会により報告および審査すると共に、重要事項の決定等に際しては当社取締役会の決議を得て行う体制により、適切な業務の確保に努めております。

③ 取締役の定数

当社の取締役は3名以上とする旨、定款に定めております。

④ 取締役の選解任決議要件

当社は、取締役の選任および解任の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。

⑤ 中間配当

当社は、株主総会を開催することなく株主への中間配当を行うことが可能となるよう、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって、毎年7月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑥ 取締役および監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含みます。)および監査役(監査役であった者を含みます。)の損害賠償責任を、法令の限度において、免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役および監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑦ 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役(業務執行取締役等である者を除きます。)および監査役との間において、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償最低責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役および監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限定されます。

⑧ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役および執行役員であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づく義務違反等を理由に被保険者に対してなされた損害賠償請求に係る損害賠償金および訴訟費用等が補填されることとなります。なお、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合は補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

⑨ 取締役会の活動状況

当社は、2025年1月30日開催の当社臨時株主総会において、取締役会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、2025年2月1日付で取締役会設置会社に移行したため、2025年1月期において当社は取締役会を開催しておりません。

⑩ 種類株式において議決権の有無に差異がある理由

当社は、普通株式およびカブアンド種類株式の異なる種類の株式について定款に定めています。普通株式は、完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。カブアンド種類株式には株主総会における議決権が付されていません。これは、カブアンド種類株式が当社の上場前に広く公募され多くの利用者に保有されることを想定している一方、上場に向けた準備を含む当社の重要な業務を円滑に執行するためであります。当社普通株式が上場する場合には、当社は、カブアンド種類株式1株当たり普通株式1株を対価としてカブアンド種類株式を取得することができます。

⑪ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の決議について、会社法第309条第2項に規定する決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 4 名 女性 1 名（役員のうち女性の比率20%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	前澤 友作	1975年11月22日	1998年 5 月 (有)スタート・トゥデイ(現(株)ZOZO)設立 同社代表取締役 2019年 9 月 (株)スタートトゥデイ設立 同社代表取締役 2020年 2 月 (株)前澤ファンド設立 同社代表取締役 2024年 2 月 当社設立 当社代表取締役社長(現任)	(注) 3	普通株式 3,000,000,000 (注) 5
取締役COO	常井 康寛	1983年 7 月30日	2008年12月 仰星監査法人入所 2011年 7 月 (株)スタートトゥデイ(現(株)ZOZO)入社 2020年 7 月 ヘイ(株)(現STORES(株))入社 2021年 3 月 (株)スタートトゥデイ入社 2024年 2 月 当社取締役COO(現任)	(注) 3	カブアンド 種類株式 10,583
取締役	小野 光治	1957年 3 月28日	1979年 9 月 (株)ニービープロジェクト入社 1984年 5 月 (株)ビーカンパニー入社 1988年 3 月 (株)ダイヤモンドヘッズ ディレクター 2011年 6 月 (株)スタートトゥデイ(現(株)ZOZO) 社外取締役 2024年 7 月 (株)水色東京設立 同社代表取締役(現任) 2025年 2 月 当社社外取締役(現任)	(注) 3	カブアンド 種類株式 566
監査役	吉村 耕太郎	1976年 5 月 2 日	2000年 4 月 NTTコミュニケーションズ(株)入社 2006年 2 月 ヤフー(株)入社 2019年 4 月 (株)ディーカレット入社 2020年12月 (株)ARIGATOBANK入社 2024年 5 月 エクイティファンディング(株)監査役(現任) 2024年 7 月 当社監査役(現任)	(注) 4	カブアンド 種類株式 1,958
監査役	村田 真揮子	1983年12月24日	2009年12月 最高裁判所司法研修所終了(62期) 2010年 1 月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所入所 2020年 4 月 マネーツリー(株)入社 2021年 4 月 ミネバアミツミ(株)入社 2024年 2 月 CrossOver法律事務所入所(現任) 2025年 3 月 (株)CTF GROUP社外監査役(現任) 2025年 4 月 (株)数理技研社外取締役(現任) 2025年 8 月 当社社外監査役(現任)	(注) 4	—
計					普通株式 3,000,000,000 カブアンド 種類株式 13,107

(注) 1. 取締役小野光治は、社外取締役であります。

2. 監査役村田真揮子は、社外監査役であります。監査役村田真揮子は、職務上の氏名を表示しています。

3. 取締役の任期は、2024年 2 月 9 日(取締役小野光治については2025年 2 月 1 日)就任後、2024年 2 月 9 日の後10年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

4. 監査役の任期は、2024年 7 月 1 日(監査役村田真揮子については2025年 8 月 4 日)就任後、4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

5. 代表取締役社長前澤友作の所有株式数には、同氏が実質的に所有する株式会社前澤ファンドおよび株式会社グーニーズが保有する株式数も含んでおります。

② 社外役員の状況

当社は、社外取締役1名、社外監査役1名を選任しております。

社外取締役の小野光治氏は、株式会社水色東京の代表取締役ですが、同社と当社との間には人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。また、同氏は2024年6月まで株式会社Z0Z0の取締役でしたが、同社と当社との間には人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の村田真揮子氏と当社の間には人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。

(3)【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社は、監査役設置会社であり、常勤監査役として吉村耕太郎、社外監査役として村田真揮子の計2名が就任しております。監査役は予め定められた監査の方針等に従い、取締役の業務執行を以下のとおり監査しております。

監査役は、取締役会に出席し、議事の運営、決議事項、手続等を監査するとともに、必要に応じて意見を表明しております。また、その他重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧等を通じて、取締役の業務執行状況および財産の状況を調査しております。

さらに、内部監査室および監査法人と定期的に会合を開催し、各監査の計画、実施状況および結果等について情報交換を行うことで、相互連携を図り、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

常勤監査役の主な活動状況

- ・取締役会およびその他重要な会議への出席
- ・重要な決裁書類等の閲覧
- ・内部監査室、コーポレート部門その他事業部門からの業務執行、法令遵守状況等に関する取締役または使用人からの報告徴収および情報収集
- ・事業報告、計算書類および監査法人の監査に関する事項の監査

社外監査役の主な活動状況

社外監査役は2025年8月1日開催の臨時株主総会において選任されたため、記載できる活動状況はありません。

② 内部監査の状況

当社は、代表取締役直轄の組織として、内部監査室を設置し、3名を配置しております。

内部監査室は、内部監査規程および内部監査計画書に従って、公正かつ独立の立場で、合理性と合法性の観点から、当社の業務が、法令・定款・社内規程等に基づいて適切に遂行されているかについて、各種資料の閲覧、役職員へのインタビューやアンケートの方法により、監査を実施しております。

内部監査室は、監査役および監査法人との間でそれぞれ監査計画および監査経過、監査結果の報告や助言、意見交換などを実施し相互連携を図ることにより、内部監査の実効性と効率性、財務報告に係る内部統制の有効性と妥当性を確認しております。

内部監査の結果は、代表取締役、取締役会および監査役に定期的に報告し、内部監査の実効性の確保に取り組んでおります。

③ 会計監査の状況

a 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b 継続監査期間 1年

c 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 長谷川 敬

指定有限責任社員 藤 間 信 貴

d 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5 名、その他16名

e 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定方針は、当社の会計監査に必要とされる専門性、独立性および適切性と当社の事業活動を監査する体制を有していること等を総合的に判断することとしており、EY新日本有限責任監査法人が当社の監査法人として適当であると判断し選定しております。

f 提出会社の監査役による監査法人の評価

当社の監査役は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、日本監査役協会編集の「会計監査人の評価および選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を参考にチェックを行い、会計監査における連携活動等を踏まえた総合的な判断に基づき、監査役において評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬

最近事業年度	
監査証明業務 に基づく報酬(千円)	非監査業務 に基づく報酬(千円)
25, 000	3, 000

当社における非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である財務調査等であります。

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(aを除く)

最近事業年度	
監査証明業務 に基づく報酬(千円)	非監査業務 に基づく報酬(千円)
—	1, 160

当社における非監査業務の主な内容は、税務に関するアドバイザー業務等であります。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

監査報酬については、当社の規模・特性、監査時間等を勘案し、代表取締役社長が、監査役の同意を得て決定しております。

e 監査役が会計監査人の報酬等に同意した理由

該当事項はありません。

(4) 【役員の報酬等】

当社は非上場会社であるため、記載すべき事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

当社は非上場会社であるため、記載すべき事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表および中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」といいます。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、財務諸表等規則に基づいて作成しております。
また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2024年2月9日から2025年1月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(2025年2月1日から2025年7月31日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

3. 連結財務諸表および中間連結財務諸表について

当社は2025年7月末時点では子会社がありませんので、連結財務諸表および中間連結財務諸表は作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催する研修等への参加や企業会計に関連する書籍の購読等による情報収集活動に努めております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

当事業年度 (2025年1月31日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,199,952
売掛金	756,979
貯蔵品	14,356
前払費用	146,109
未収入金	36,182
未収消費税等	223,766
流動資産合計	2,377,347
固定資産	
有形固定資産	
工具、器具及び備品	10,244
減価償却累計額	△1,955
工具、器具及び備品（純額）	8,288
有形固定資産合計	8,288
無形固定資産	
商標権	9,600
ソフトウェア	758,625
ソフトウェア仮勘定	525,386
無形固定資産合計	1,293,613
投資その他の資産	
繰延税金資産	172,288
その他	34,924
投資その他の資産合計	207,213
固定資産合計	1,509,115
資産合計	3,886,462

(単位：千円)

当事業年度
(2025年 1 月 31 日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	530,799
未払金	1,586,684
未払費用	5,953
契約負債	395
株引換券に係る負債	260,285
株引換券等に係る引当金	285,935
未払法人税等	870
預り金	17,745
流動負債合計	2,688,670
負債合計	2,688,670
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
資本剰余金	
資本準備金	2,900,000
その他資本剰余金	3,542
資本剰余金合計	2,903,542
利益剰余金	
その他利益剰余金	△1,805,749
繰越利益剰余金	△1,805,749
利益剰余金合計	△1,805,749
株主資本合計	1,197,792
純資産合計	1,197,792
負債純資産合計	3,886,462

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年 1 月 31 日)	当中間会計期間 (2025年 7 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1, 199, 952	1, 030, 406
売掛金	756, 979	1, 668, 741
貯蔵品	14, 356	17, 597
前払費用	146, 109	85, 716
未収入金	36, 182	225, 718
未収消費税等	223, 766	—
その他	—	84, 605
貸倒引当金	—	△70, 330
流動資産合計	2, 377, 347	3, 042, 455
固定資産		
有形固定資産	※1 8, 288	※1 9, 186
無形固定資産		
ソフトウェア	758, 625	1, 770, 960
ソフトウェア仮勘定	525, 386	125, 184
その他	9, 600	12, 919
無形固定資産合計	1, 293, 613	1, 909, 064
投資その他の資産		
繰延税金資産	172, 288	240, 131
その他	34, 924	34, 810
貸倒引当金	—	△510
投資その他の資産合計	207, 213	274, 431
固定資産合計	1, 509, 115	2, 192, 681
資産合計	3, 886, 462	5, 235, 136
負債の部		
流動負債		
買掛金	530, 799	509, 015
未払金	1, 586, 684	693, 863
未払費用	5, 953	48, 077
契約負債	395	186, 227
株引換券に係る負債	260, 285	559, 326
株引換券等に係る引当金	285, 935	216, 103
債務保証損失引当金	—	1, 401
未払法人税等	870	—
未払消費税等	—	25, 413
預り金	17, 745	173, 112
短期借入金	—	700, 000
株主、役員又は従業員からの短期借入金	—	700, 000
その他	—	3, 164
流動負債合計	2, 688, 670	3, 815, 706
負債合計	2, 688, 670	3, 815, 706

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年 1 月 31 日)	当中間会計期間 (2025年 7 月 31 日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	728,837
資本剰余金		
資本準備金	2,900,000	3,528,837
その他資本剰余金	3,542	3,542
資本剰余金合計	2,903,542	3,532,380
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△1,805,749	△2,841,788
利益剰余金合計	△1,805,749	△2,841,788
株主資本合計	1,197,792	1,419,430
純資産合計	1,197,792	1,419,430
負債純資産合計	3,886,462	5,235,136

② 【損益計算書】

(単位：千円)

		当事業年度 (自 2024年 2 月 9 日 至 2025年 1 月 31 日)
売上高		※ 1 1,324,513
売上原価		516,672
売上総利益		807,841
販売費及び一般管理費		※ 2 2,972,953
営業損失 (△)		△2,165,112
営業外収益		
受取利息		28
受取手数料		178,472
その他		18,226
営業外収益合計		196,727
営業外費用		
株式交付費		8,783
営業外費用合計		8,783
経常損失 (△)		△1,977,167
税引前当期純損失 (△)		△1,977,167
法人税、住民税及び事業税		870
法人税等調整額		△172,288
法人税等合計		△171,418
当期純損失 (△)		△1,805,749

【売上原価明細書】

		当事業年度 (自 2024年 2 月 9 日 至 2025年 1 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)
経費 売上原価	※ 1	516,672	100.0
		516,672	100.0

(注)※ 1 主な内訳は次のとおりであります。

項目	当事業年度(千円)
通信回線利用料	510,433

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、総合原価計算による実際原価計算であります。

【中間損益計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)	
売上高	3,378,491
売上原価	1,197,713
売上総利益	2,180,778
販売費及び一般管理費	3,302,040
営業損失(△)	△1,121,262
営業外収益	
受取利息	1,324
業務受託料	10,800
印税収入	13,026
その他	2,117
営業外収益合計	27,268
営業外費用	
支払利息	5,282
株式交付費	4,401
営業外費用合計	9,683
経常損失(△)	△1,103,677
税引前中間純損失(△)	△1,103,677
法人税、住民税及び事業税	202
法人税等調整額	△67,842
法人税等合計	△67,639
中間純損失(△)	△1,036,038

③ 【株主資本等変動計算書】

当事業年度(自 2024年2月9日 至 2025年1月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計
当期首残高	—	—	—	—
当期変動額				
新株の発行	1,500,000	1,500,000		1,500,000
当期純損失(△)				
吸収分割による増加			3,542	3,542
減資	△1,400,000	1,400,000		1,400,000
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	100,000	2,900,000	3,542	2,903,542
当期末残高	100,000	2,900,000	3,542	2,903,542

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金 合計		
	繰越利益 剰余金			
当期首残高	—	—	—	—
当期変動額				
新株の発行			3,000,000	3,000,000
当期純損失（△）	△1,805,749	△1,805,749	△1,805,749	△1,805,749
吸収分割による増加			3,542	3,542
減資			—	—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			—	—
当期変動額合計	△1,805,749	△1,805,749	1,197,792	1,197,792
当期末残高	△1,805,749	△1,805,749	1,197,792	1,197,792

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間(自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	100,000	2,900,000	3,542	2,903,542
当中間期変動額				
新株の発行	628,837	628,837		628,837
中間純損失(△)				
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)				
当中間期変動額合計	628,837	628,837	-	628,837
当中間期末残高	728,837	3,528,837	3,542	3,532,380

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金 合計		
	繰越利益 剰余金			
当期首残高	△1,805,749	△1,805,749	1,197,792	1,197,792
当中間期変動額				
新株の発行			1,257,675	1,257,675
中間純損失（△）	△1,036,038	△1,036,038	△1,036,038	△1,036,038
株主資本以外の項目 の 当 中 間 期 変 動 額 （純額）				-
当中間期変動額合計	△1,036,038	△1,036,038	221,637	221,637
当中間期末残高	△2,841,788	△2,841,788	1,419,430	1,419,430

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2024年2月9日 至 2025年1月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純損失 (△)	△1,977,167
減価償却費	33,790
受取利息及び受取配当金	△28
受取手数料	△178,472
株式交付費	8,783
売上債権の増減額 (△は増加)	△689,553
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△14,356
未収入金の増減額 (△は増加)	△36,178
未収消費税等の増減額 (△は増加)	△223,766
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△146,109
仕入債務の増減額 (△は減少)	530,799
未払金の増減額 (△は減少)	966,034
未払費用の増減額 (△は減少)	5,953
預り金の増減額 (△は減少)	17,745
契約負債の増減額 (△は減少)	395
株引換券に係る負債の増減額 (△は減少)	260,285
株引換券等に係る引当金の増減額 (△は減少)	285,935
その他	87
小計	△1,155,823
利息及び配当金の受取額	28
法人税等の支払額	△4
手数料の受取額	178,472
営業活動によるキャッシュ・フロー	△977,326
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△8,891
無形固定資産の取得による支出	△820,634
その他	△35,012
投資活動によるキャッシュ・フロー	△864,537
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	2,991,217
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,991,217
現金及び現金同等物に係る換算差額	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,149,352
吸収分割に伴う現金及び現金同等物の増加額	50,600
現金及び現金同等物の期首残高	—
現金及び現金同等物の期末残高	※1 1,199,952

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間
(自 2025年2月1日
至 2025年7月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純損失 (△)	△1,103,677
減価償却費	176,305
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	70,841
受取利息及び受取配当金	△1,324
支払利息	5,282
株式交付費	4,401
売上債権の増減額 (△は増加)	△912,273
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△3,240
未収入金の増減額 (△は増加)	△189,539
未収消費税等の増減額 (△は増加)	223,766
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△24,211
仕入債務の増減額 (△は減少)	△21,783
未払金の増減額 (△は減少)	△499,819
未払費用の増減額 (△は減少)	42,123
未払消費税等の増減額 (△は減少)	25,413
預り金の増減額 (△は減少)	155,367
契約負債の増減額 (△は減少)	185,831
株引換券に係る負債の増減額 (△は減少)	752,217
株引換券等に係る引当金の増減額 (△は減少)	734,667
債務保証損失引当金の増減額 (△は減少)	1,401
その他	18
小計	△378,231
利息及び配当金の受取額	1,324
利息の支払額	△2,117
法人税等の支払額	△1,073
その他	4
営業活動によるキャッシュ・フロー	△380,094
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△3,450
無形固定資産の取得による支出	△1,182,503
敷金及び保証金の差入による支出	△24,906
敷金及び保証金の回収による収入	25,512
その他	297
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,185,049
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	1,253,273
前払式支払手段の発行による支出	△1,257,675
短期借入金の純増減額 (△は減少)	1,400,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,395,598
現金及び現金同等物に係る換算差額	-
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△169,545
現金及び現金同等物の期首残高	1,199,952
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 1,030,406

【注記事項】

(重要な会計方針)

当事業年度(自 2024年2月9日 至 2025年1月31日)

1. 棚卸資産の評価基準および評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品	3～4年
-----------	------

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

商標権	10年
ソフトウェア	5年

3. 引当金の計上基準

(1) 株引換券等に係る引当金

販売促進を目的としたキャンペーン等により付与された株引換券および当該株引換券から交換された割引券から構成されており、両者の未使用枚数に基づき、将来の使用見込み額を計上しております。

4. 収益および費用の計上基準

(1) サービス提供等に係る収益

当社は、各契約に基づくサービスの提供や、請求等の履行義務を負っており、当該履行義務は、期間の経過につれて履行義務が充足されていくことから、契約期間の経過に応じて、一定期間にわたり収益を認識しております。

また、利用者の電気またはガスの使用によって発生する収益について、検針日と期末日が相違する場合は、検針日から期末日までの期間の収益を合理的な見積もりを用いて計上しております。

(2) 株引換券および割引券に係る会計処理

当社サービスの利用等に伴い付与する株引換券（合理的に見積もられた収益に対応する株引換券を含む）については、将来使用すると見込まれる当該株引換券に相当する金額を控除したうえで収益を認識しております。また、当社サービスの利用等に伴い付与する株引換券に相当する金額のうち、当該株引換券から割引券へ交換されると見込まれる金額を控除した金額を「株引換券に係る負債」として計上しております。

株引換券から割引券への交換に相当する金額については、「契約負債」として認識し、割引券の利用時または割引券の失効時に収益を認識しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

当事業年度(自 2024年2月9日 至 2025年1月31日)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
繰延税金資産	172,288

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に定める会社分類に基づき、当事業年度末における将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金に対して、将来の税金負担額を軽減する効果を有する範囲内で繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性および将来加算一時差異の十分性をもとに判断しております。

将来の収益力に基づく課税所得は、経営者によって承認された事業計画に基づいており、当該事業計画の策定においては、経営者の重要な判断と見積りの要素を伴う主要な仮定を含んでおります。その主要な仮定は、当社サービスの利用者数および使用量、通信料、寄付金額等の利用実績に基づく将来の利用見込みであります。

これらの仮定は、利用者の当社サービスに係る利用動向等に影響を受ける可能性があります。そのため、仮定に変更が生じた場合、将来の課税所得の見積りの変動し、翌事業年度以降の繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

当事業年度(自 2024年2月9日 至 2025年1月31日)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号2024年9月13日)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2029年1月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(追加情報)

当事業年度(自 2024年2月9日 至 2025年1月31日)

当社は、2024年10月22日の株主総会において、新株式の発行を行うことを決定し、2025年4月25日の株主総会において、募集事項について以下のとおり決定いたしました。

1. 募集の方法	一般募集
2. 発行する株式の種類および数	カブアンド種類株式 600,000,000株
3. 発行価額	1株につき3円
4. 資本組入額	資本金 1株につき1.5円 資本準備金 1株につき1.5円
5. 発行価額の総額	1,800,000,000円
6. 払込期日	2025年6月20日

(貸借対照表関係)

1 保証債務

当事業年度(自 2024年2月9日 至 2025年1月31日)

利用者がパートナー企業に対して負担する利用料等の債務について、23,933千円の債務保証を行っております。

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益のみとなっております。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係） 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額ならびにおおよその割合は、次のとおりであります。

	当事業年度 (自 2024年2月9日 至 2025年1月31日)
広告宣伝費	916,000千円
外注費	724,793
株引換券等に係る引当金繰入額	285,945
減価償却費	33,790
おおよその割合	
販売費	78%
一般管理費	22%

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自 2024年2月9日 至 2025年1月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	—	3,000,000,000	—	3,000,000,000

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

設立による増加 500,000,000株

有償第三者割当増資による増加 2,500,000,000株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当事業年度 (自 2024年2月9日 至 2025年1月31日)
現金及び預金	1,199,952千円
現金及び現金同等物	1,199,952千円

2 重要な非資金取引の内容

当社は、同一の株主をもつ株式会社スタートトゥデイの事業の一部を当社に承継させるための吸収分割契約を2024年4月30日に同社と締結し、2024年5月1日を効力発生日として本吸収分割を実行しました。これにより移転した事業に係る資産および負債の内訳は次のとおりです。

流動資産	118,026千円
資産合計	118,026千円
流動負債	114,483千円
負債合計	114,483千円

なお、流動資産には現金及び現金同等物50,600千円が含まれており、「吸収分割に伴う現金及び現金同等物の増加額」に計上しております。

(金融商品関係)

当事業年度(自 2024年2月9日 至 2025年1月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については金融機関等からの借入等により、資金運用については安全性の高い金融資産で運用する方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権には、主に、個人顧客、パートナー企業に対して計上する売上収益に係る売掛金が計上され、取引先の信用リスクにさらされております。

営業債務である買掛金および未払金は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額について、「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「未収消費税等」、「買掛金」、「未払金」、「株引換券に係る負債」および「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,199,952	—	—	—
売掛金	756,979	—	—	—
未収入金	36,182	—	—	—
未収消費税等	223,766	—	—	—
合計	2,216,881	—	—	—

(注2) 社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度(2025年1月31日)

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度(2025年1月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

当事業年度(自 2024年2月9日 至 2025年1月31日)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2025年1月31日)
繰延税金資産	
ソフトウェア	105,768 千円
株引換券に係る負債	79,699
株引換券等に係る引当金	87,553
繰越欠損金 (注) 1	325,705
その他	5,240
繰延税金資産小計	603,966 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 1	△325,705
将来減算一時差異等の合計に係る評価性 引当額	△105,972
評価性引当額小計	△431,677
繰延税金資産合計	172,288 千円
繰延税金資産純額	172,288 千円

(注) 1. 税務上の繰越欠損金およびその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(2025年1月31日)

(単位: 千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金(a)	—	—	—	—	—	325,705	325,705
評価性引当額	—	—	—	—	—	△325,705	△325,705
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	(b) —

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金については、全額を回収不能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度は、税引前当期純損失であるため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

当事業年度(自 2024年2月9日 至 2025年1月31日)

共通支配下の取引等

当社は、同一の株主をもつ株式会社スタートトゥデイの事業の一部を当社に承継させるための吸収分割契約を2024年4月30日に同社と締結し、2024年5月1日を効力発生日として本吸収分割を実行しました。

(1) 取引の概要

① 対象となった事業の名称および当該事業の内容

事業の名称 コミュニティ事業

事業の内容 コミュニティ事業の企画および運営等

② 企業結合日

2024年5月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を吸収分割承継会社とし、株式会社スタートトゥデイを吸収分割会社とする吸収分割（簡易吸収分割）

④ 結合後企業の名称

株式会社カブ&ピース

⑤ その他取引の概要に関する事項

株式会社スタートトゥデイが提供するコミュニティ事業を当社に集約することで、当該事業に係る業務の品質をより高めるとともに、収益性を向上させることを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度（自 2024年2月9日 至 2025年1月31日）

当社は、生活インフラ関連事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
収益認識の時期	
一時点で移転される財又はサービス	—
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	1,324,513
計	1,324,513
顧客との契約から生じる収益	1,324,513
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1,324,513

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項（重要な会計方針） 4. 収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

当事業年度（自 2024年2月9日 至 2025年1月31日）

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	—
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	756,979
契約負債（期首残高）	—
契約負債（期末残高）	395

契約負債は、主に、当社の発行した株引換券から交換された割引券に関するものであります。当社サービスの利用等に伴い付与する株引換券のうち割引券へ交換されると見込まれる金額を契約負債として計上し、割引券の利用または失効に伴い履行義務が充足され、取り崩されます。

当事業年度において、契約負債が395千円増加した主な理由は、当社サービスの利用等に伴い付与する株引換券のうち割引券へ交換されると見込まれる金額の増加によるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、生活インフラ関連事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

当事業年度(自 2024年2月9日 至 2025年1月31日)

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位：千円)

	外部顧客への売上高
KABU&でんき	61,465
KABU&ガス	32,342
KABU&モバイル	375,549
KABU&ひかり	63,458
KABU&ウォーター	34,646
KABU&ふるさと納税	427,261
KABU&プラス	329,789
合計	1,324,513

(注) 売上高の金額は、サービスの利用等に伴い付与する株引換券に相当する金額を控除した後の数値となります。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社トラストバンク	427,261	生活インフラ関連事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当事業年度(自 2024年2月9日 至 2025年1月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当事業年度(自 2024年2月9日 至 2025年1月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当事業年度(自 2024年2月9日 至 2025年1月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員および主要株主（個人の場合に限る。）等

当事業年度（自 2024年2月9日 至 2025年1月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社（当該会社の子会社を含む）	株式会社 スタートトゥ デイ (注1)	東京都 港区	10,000	事業の企画 および運営 等	なし	なし	吸収分割に よる承継 (注2)	分割資産 118,026 分割負債 114,483	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 当社代表取締役社長前澤友作が議決権の100%を直接所有しております。

(注2) 当該吸収分割にあたっては、株式その他の金銭等の交付は行っておりません。

2. 親会社または重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当事業年度 (自 2024年2月9日 至 2025年1月31日)
1株当たり純資産額	0.40円
1株当たり当期純損失(△)	△1.14円

(注) 1. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2024年2月9日 至 2025年1月31日)
1株当たり当期純損失(△)	
当期純損失(△)(千円)	△1,805,749
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純損失(△)(千円)	△1,805,749
普通株式の期中平均株式数(株)	1,582,402,235

(重要な後発事象)

当事業年度(自 2024年2月9日 至 2025年1月31日)

(多額な資金の借入および当座貸越契約の締結)

当社は、2025年2月14日付で当社代表取締役社長および当社の株主である前澤友作との間で借入金額7億円(利率年1.0%、弁済期日2025年9月30日、弁済期日一括返済、無担保)の金銭消費貸借契約を締結し、2025年2月17日付で借入れを実施しました。

また、当社は、2025年4月16日開催の取締役会において、株式会社みずほ銀行との間で借入金額7億円(利率：TIBOR(1ヶ月物)+スプレッド(変動金利)、弁済期日2026年1月31日、弁済期日一括返済、無担保・無保証)の金銭消費貸借契約を締結することを決議し、2025年4月17日付で契約を締結、2025年4月21日付で借入れを実施しました。あわせて、2025年4月16日開催の取締役会において、同行との間で限度額30億円(利率：TIBOR(1週間物)+スプレッド(変動金利)、契約期間2025年4月21日～2025年7月31日(同行および当社から特段の意思表示がない場合は期限1年延長、その後も同様)、無担保・無保証)とする当座貸越契約を締結することを決議し、2025年4月17日付で契約を締結いたしました。

(ストック・オプションとしての新株予約権の発行)

当社は、2025年4月24日開催の臨時株主総会において、会社法第236条および第238条の規定に基づき、当社の取締役、監査役および従業員に対し、下記の内容の第1回新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)をストック・オプションとして発行することを決議いたしました。

(1) 新株予約権の発行目的

中長期的な当社の企業価値の増大を目指すに当たって、より一層意欲および士気を向上させ、業績拡大へのコミットメントをさらに高めることを目的として、当社の取締役、監査役および従業員に対して、本新株予約権を発行するものであります。

(2) 新株予約権の発行要領

- | | |
|-------------|------------------------|
| ① 新株予約権の数 | 152,257,000個 |
| ② 発行価額 | 新株予約権1個につき0円 |
| ③ 新株予約権の割当日 | 2025年4月25日 |
| ④ 払込期日 | 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない |

(3) 新株予約権の内容

- | |
|------------------------|
| ① 新株予約権の目的である株式の種類および数 |
| 普通株式1株(新株予約権1個につき1株) |
| ② 行使価額 |
| 1株当たり3円 |

(4) 行使期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」といいます。)は、2027年4月26日から2040年4月25日までとする。

(5) 行使条件

- ① 本新株予約権は、当社普通株式が国内外のいずれかの金融商品取引所に上場されるまでは行使することができない。
- ② 本新株予約権を保有する者（以下「本新株予約権者」といいます。）は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社または子会社の取締役または使用人のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合で、当社取締役会において特別に認められたときはこの限りではない。
- ③ 本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- ④ 本新株予約権者は、当該本新株予約権者に次のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会が別段の取扱いを定めた場合にはこの限りではない。
 - a 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
 - b 当社と競合する業務を営む会社を直接もしくは間接に設立し、または当該会社の取締役等の役員もしくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
 - c 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
 - d 当社の就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
 - e 差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受け、または公租公課の滞納処分を受けた場合
 - f 支払停止もしくは支払不能となり、または振出しもしくは引き受けた手形もしくは小切手が不渡りになった場合
 - g 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合または自らこれを申し立てた場合
 - h 後見開始、保佐開始または補助開始の審判を受けた場合
- ⑤ 各本新株予約権の一部行使はできない。
- ⑥ 本新株予約権者の本新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、2,400万円（または行使時において租税特別措置法の適用を受けることができる権利行使価額の年間の合計額）を超えてはならない。

(6) 増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 新株予約権の割当対象者および数

当社の取締役2名、監査役1名および従業員45名に対して合計152,257,000個

(8) 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下総称して「組織再編行為」といいます。）をする場合、当社は、本新株予約権者に対し、組織再編行為の効力発生日に、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」といいます。）の本新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

（一般募集による新株式の発行）

当社は、2025年4月25日開催の臨時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、以下のとおり一般募集による新株式の発行を行うことを決議いたしました。

（1）募集方法	一般募集
（2）発行する株式の種類及び数	カブアンド種類株式 600,000,000株（注） 1
（3）発行価格	1株につき3円～6円（注） 2
（4）資本組入額	1株につき1.5円～3円（注） 3
（5）発行価額の総額	1,800,000,000円（注） 4
（6）申込期間	2025年11月5日～2025年11月25日
（7）払込期日	2025年12月22日
（8）資金の使途	カブアンド種類株式は、当社のサービスを利用する際やその他の機会（キャンペーンへの参加、アンケートへの回答および商品の購入等）に当社が申込者に付与した株引換券に対応して発行されます。本件前払式支払手段発行者は、払込期日において、本件前払式支払手段の利用に伴う加盟店への精算金として、当該本件前払式支払手段相当額の金銭を当社に対して支払いますが、当該金銭は当社が申込者に付与した株引換券に対応して支払われるものです。したがって、カブアンド種類株式の発行は資金調達を目的とするものではありません。

（注） 1. 本株主総会において決議されたカブアンド種類株式の発行数の見込数(上限数)であり、2025年4月25日現在では発行数は確定しておりません。

2. 発行価格は、2025年4月23日付の山田コンサルティンググループ株式会社によるカブアンド種類株式の評価額を基準として決定した想定発行価格の範囲であり、2025年10月28日付の株主総会において決定する予定であります。

3. 資本組入額は、当該想定発行価格の範囲を基準として算出した見込額であります。

4. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、2025年4月25日現在における見込額であります。

【注記事項】

（重要な会計方針）

当中間会計期間（自 2025年 2月 1日 至 2025年 7月31日）

1. 棚卸資産の評価基準および評価方法

貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 3～4年

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

商標権 10年

ソフトウェア 5年

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2）債務保証損失引当金

債務保証等に係る損失に備えるため、主たる債務者の債務不履行により将来発生すると見込まれる損失負担見込額を計上しております。

（3）株引換券等に係る引当金

販売促進を目的としたキャンペーン等により付与された株引換券および当該株引換券から交換された割引券から構成されており、両者の未使用枚数に基づき、将来の使用見込み額を計上しております。

5. 収益および費用の計上基準

（1）サービス提供等に係る収益

当社は、各契約に基づくサービスの提供や、請求等の履行義務を負っており、履行義務が一時点で充足される場合には役務提供完了時点において、一定期間にわたり充足される場合には契約期間の経過に応じて収益を認識しております。

また、利用者の電気またはガスの使用によって発生する収益について、検針日と期末日が相違する場合は、検針日から期末日までの期間の収益を合理的な見積もりを用いて計上しております。

(2) 株引換券および割引券に係る会計処理

当社サービスの利用等に伴い付与する株引換券（合理的に見積もられた収益に対応する株引換券を含む）については、将来使用すると見込まれる当該株引換券に相当する金額を控除したうえで収益を認識しております。また、当社サービスの利用等に伴い付与する株引換券に相当する金額のうち、当該株引換券から割引券へ交換されると見込まれる金額を控除した金額を「株引換券に係る負債」として計上しております。

株引換券から割引券への交換に相当する金額については、「契約負債」として認識し、割引券の利用時または割引券の失効時に収益を認識しております。

6. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

（中間貸借対照表関係）

※1 有形固定資産の減価償却累計額

当中間会計期間 (2025年7月31日)	
有形固定資産の減価償却累計額	△4,109千円

2 保証債務

利用者がパートナー企業に対して負担する利用料等の債務について、次のとおり債務保証を行っております。

当中間会計期間 (2025年7月31日)
243,888 千円

- 3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。
当中間会計期間末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当中間会計期間 (2025年7月31日)	
当座貸越極度額	3,000,000千円
及び貸出コミットメントの総額	
借入実行残高	- //
差引額	3,000,000千円

(中間損益計算書関係)

- 1 減価償却実施額は、次のとおりであります。

当中間会計期間	
(自 2025年2月1日	
至 2025年7月31日)	
有形固定資産	2,386千円
無形固定資産	173,919 "

(中間株主資本等変動計算書関係)

I. 当中間会計期間(自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	3,000,000,000	-	-	3,000,000,000
カブアンド種類株式(株)	-	419,225,250	-	419,225,250
合計	3,000,000,000	419,225,250	-	3,419,225,250

(変動事由の概要)

カブアンド種類株式の増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

カブアンド種類株式の募集による増加 419,225,250株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)
現金及び預金	1,030,406千円
現金及び現金同等物	1,030,406千円

(金融商品関係)

当中間会計期間(自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)、時価およびこれらの差額について、「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「未払金」、「前受金」、「株引換券に係る負債」、「未払法人税等」、「未払消費税等」および「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表(貸借対照表)に計上している金融商品

前事業年度(2025年1月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(2025年7月31日)

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表(貸借対照表)に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2025年1月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(2025年7月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額および科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用は計上していません。

2. 当中間会計期間（自 2025年2月1日 至 2025年7月31日）に付与したストック・オプションの内容

会社名	提出会社
決議年月日	2025年4月24日(臨時株主総会) 2025年4月25日(取締役会)
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役 2 当社監査役 1 当社従業員 45
株式の種類および付与数(株)	普通株式 152,257,000
付与日	2025年4月25日
権利確定条件	本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社または子会社の取締役または使用人のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合で、当社取締役会において特別に認められたときはこの限りではない。
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2027年4月26日 至 2040年4月25日(ただし、2040年4月25日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで)
権利行使価格(円)	3
付与日における公正な評価単価(円)	—

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間（自 2025年2月1日 至 2025年7月31日）

当社は、生活インフラ関連事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当中間会計期間
収益認識の時期	
一時点で移転される財又はサービス	4,841
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	3,373,649
計	3,378,491
顧客との契約から生じる収益	3,378,491
その他の収益	—
外部顧客への売上高	3,378,491

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項（重要な会計方針） 4. 収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当中間会計期間
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	756,979
顧客との契約から生じた債権（中間期末残高）	1,668,741
契約負債（期首残高）	395
契約負債（中間期末残高）	186,227

契約負債は、主に、顧客からの前受金及び当社サービスの利用等に伴い付与する株引換券のうち割引券へ交換されると見込まれる金額を契約負債として計上し、収益の認識時及び割引券の利用または失効に伴い履行義務が充足され、取り崩されます。

前事業年度において、契約負債が395千円増加した主な理由は、当社サービスの利用等に伴い付与する株引換券のうち割引券へ交換されると見込まれる金額の増加によるものであります。

当中間会計期間に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、395千円であります。また、当中間会計期間において、契約負債が185,831千円増加した主な理由は、顧客からの前受金の受領額の増加であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、生活インフラ関連事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

I. 当中間会計期間(自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位：千円)

	外部顧客への売上高
KABU&でんき	309,190
KABU&ガス	127,228
KABU&モバイル	1,163,864
KABU&ひかり	446,545
KABU&ウォーター	191,200
KABU&ふるさと納税	262,986
KABU&カード	75,633
KABU&プラス	796,087
その他	5,753
合計	3,378,491

(注) 売上高の金額は、サービスの利用等に伴い付与する株引換券に相当する金額を控除した後の数値となります。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
大阪ガス株式会社	420,376	生活インフラ関連事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間会計期間(自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間会計期間(自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間会計期間(自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 (2025年7月31日)
(1) 1株当たり純資産額	0円42銭

	当中間会計期間 (自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)
(2) 1株当たり中間純損失(△)	△0円33銭

- (注) 1. カブアンド種類株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。
3. 1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)
1株当たり中間純損失(△)	
中間純損失(△)(千円)	△1,036,038
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純損失(△)(千円)	△1,036,038
普通株式の期中平均株式数(株)	3,097,278,787
普通株式および普通株式と同等の株式の期中平均株式数の種類別内訳	普通株式 3,000,000,000株 カブアンド種類株式 97,278,787株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—

(重要な後発事象)

当中間会計期間(自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)

(共通支配下の取引等)

当社は、2025年10月8日開催の取締役会において、株式会社WDC(以下「WDC」といいます。2025年10月15日付で「株式会社KABU&ほけんパートナーズ」に商号変更。)の全株式を取得することにより、同社を子会社とすることを決議いたしました(以下「本株式取得」といいます。)。また、2025年10月8日付でWDCの株主である株式会社前澤ファンドおよび松田成史氏との間で、本株式取得に係る株式譲渡契約を締結いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 結合当事企業の名称およびその事業の内容

結合当事企業の名称	株式会社WDC
事業の内容	生命保険募集に関する業務ならびに損害保険および少額短期保険の代理業 IT(情報技術)事業の開発、提供および管理

② 企業結合を行った主な理由

当社は、「目指せ、国民総株主」をテーマに、日本国内における株式投資家を増やし、日本国経済を活性化させることをミッションに掲げ、電気やガスなど、多くの国民に関与するサービスを提供する生活インフラ関連事業を展開しています。本ミッションを推進するため、今般、WDCの株式を取得し、同社を子会社化し、当社グループの新たな事業として保険事業を開始する予定です。

当社は、保険事業が、当社の既存のインフラ事業とも親和性の高い事業であると判断いたしました。

保険事業を開始するにあたり、多様な保険商品を利用者に提供し、最適な選択肢を提供できるよう、特定の保険会社に限定せず、複数の保険会社の商品を取り扱う乗合代理店を事業モデルとし、かつ、保険業法に準拠したオンラインでの保険販売プラットフォームを自社開発・自社保守できる体制が既に構築されており、柔軟かつ迅速に事業を展開することが可能なWDCが最善であると判断し、WDCの株式を取得いたします。

本株式取得を通じて、お客様の多様なニーズに応える新たなサービスを提供し、当社グループ全体の事業シナジーの最大化を図ります。

③ 企業結合日

2025年10月15日(みなし取得日 2025年10月31日)

④ 企業結合の法的形式

株式取得

⑤ 結合後企業の名称

株式会社KABU&ほけんパートナーズ

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(株式取得による企業結合)

当社は、2025年10月14日付の取締役会において、株式会社Asian Bridge（以下「Asian Bridge」といいます。）の全株式を取得することにより、同社を子会社とすることを決議いたしました(以下「本株式取得」といいます。)。また、2025年10月14日付でAsian Bridgeの株主である小西広恭氏らとの間で、本株式取得に係る株式譲渡契約を締結いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称およびその事業の内容

被取得企業の名称	株式会社Asian Bridge
事業の内容	スマートフォンアプリケーション開発関連事業、Webシステム開発関連事業、IT基盤構築運用関連事業、Webサービス関連事業、ソーシャルゲーム向けイラスト制作事業、会社インフラ関連IT事業およびITエンジニア派遣事業

② 企業結合を行った主な理由

システム開発・保守の戦略的内製化により、外部へのコスト流出を抑制することによって、当社グループ全体で資本効率と収益性の向上を図るためであります。

③ 企業結合日

2025年10月27日（みなし取得日 2025年10月31日）

④ 企業結合の法的形式

株式取得

⑤ 結合後企業の名称

株式会社Asian Bridge

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

(2) 被取得企業の取得原価および対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	401百万円
取得原価		401百万円

(3) 主要な取得関連費用の内容および金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等(概算額)	16百万円
------------------------	-------

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法および償却期間

現時点では確定しておりません。

(5) 企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の額ならびにその主な内容

現時点では確定しておりません。

(借入条件の変更)

当社は、2025年9月19日開催の取締役会において、2025年2月14日付で当社代表取締役社長および当社の株主である前澤友作との間で締結した金銭消費貸借契約について、返済条件を変更することを決議し、2025年9月30日付で変更契約を締結いたしました。

条件変更の目的	運転資金の確保
借入先の名称	前澤友作
条件変更の内容	借入金額7億円の弁済期日を2025年9月30日から2026年2月28日に変更
変更契約の締結時期	2025年9月30日
条件変更による影響	当該条件変更が損益に及ぼす影響は軽微であります。

⑤ 【附属明細表】

当事業年度(自 2024年2月9日 至 2025年1月31日)

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
工具、器具及び備品	—	10,244	—	10,244	1,955	1,955	8,288
有形固定資産計	—	10,244	—	10,244	1,955	1,955	8,288
無形固定資産							
商標権	—	10,106	—	10,106	505	505	9,600
ソフトウェア	—	789,954	—	789,954	31,328	31,328	758,625
ソフトウェア仮勘定	—	1,315,340	789,954	525,386	—	—	525,386
無形固定資産計	—	2,115,401	789,954	1,325,447	31,834	31,834	1,293,613

(注) 1 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア	自社利用のソフトウェア開発に伴う取得	789,954 千円
ソフトウェア仮勘定	自社利用のソフトウェア開発に伴う取得	1,315,340 千円

2 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定	ソフトウェアへの振替	789,954 千円
-----------	------------	------------

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
株引換券等に係る引当金	—	285,945	10	—	285,935

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度(自 2024年2月9日 至 2025年1月31日)

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	1,199,952
合計	1,199,952

② 売掛金
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
利用者(個人)	530,546
大阪ガス株式会社	132,290
プレミアムウォーター株式会社	41,801
株式会社トラストバンク	20,893
MXモバイリング株式会社	16,863
その他	14,584
合計	756,979

(注) 利用者(個人)の個々の金額は僅少であるため、その具体名の記載を省略しております。

売掛金の発生および回収状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) (C) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) (D) $\frac{(D)}{73}$
—	1,894,274	1,137,294	756,979	60.0	29.2

(注) 1 当事業年度末時点において顧客に対して請求しておらず、当社の役務提供期間に応じた合理的な見積もりを用いて計上した売掛金を考慮して計算した場合、回収率は97.1%であります。

2 滞留期間は当社のサービス開始日である2024年11月20日を基準日としております。

③ 貯蔵品

区分	金額(千円)
資材	14,356
合計	14,356

④ 未収消費税等

相手先	金額(千円)
麻布税務署	223,766
合計	223,766

⑤ 繰延税金資産

繰延税金資産は、172,288千円であり、その内容については「1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(税効果会計関係)」に記載しております。

⑥ 買掛金

相手先	金額(千円)
ミーク株式会社	494,733
MXモバイリング株式会社	35,836
株式会社アイテム	229
計	530,799

⑦ 未払金

相手先	金額(千円)
アクセンチュア株式会社	598,125
株式会社電通	540,325
トランス・コスモス株式会社	223,259
株式会社LayerX	35,895
株式会社LIG	33,000
その他	156,079
合計	1,586,684

⑧ 株引換券に係る負債

内容	金額(千円)
利用者に対する株引換券の付与相当額(合理的に見積もられた収益に対応する株引換券を含む)のうち、当該株引換券から割引券へ交換されると見込まれる金額を控除した金額	260,285
合計	260,285

(3) 【その他】

当事業年度(自 2024年2月9日 至 2025年1月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)

(第三者割当による新株式の発行)

当社は、2025年10月27日付の臨時株主総会において、次のとおり第三者割当による新株式の発行について決議し、2025年10月28日に払込が完了しております。

発行する株式の種類および数	普通株式 166,666,667株
発行価額	1株につき6円
発行価額の総額	1,000,000,002円
資本組入額	1株につき3円
資本組入額の総額	500,000,001円
払込期日	2025年10月28日
募集または割当方法	第三者割当
割当先および割当株式数	株式会社グーニーズ 140,000,001株 株式会社前澤ファンド 26,666,666株
資金の使途	運転資金の確保

(ストック・オプションとしての新株予約権の発行)

当社は、2025年10月27日付の臨時株主総会および2025年10月28日付の臨時取締役会において、会社法第236条および第238条の規定に基づき、当社、株式会社KABU&ほけんパートナーズおよび株式会社Asian Bridgeの取締役、監査役および従業員に対し、下記の内容の新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）をストック・オプションとして発行することを決議いたしました。

(1) 新株予約権の発行目的

中長期的な当社の企業価値の増大を目指すに当たって、より一層意欲および士気を向上させ、業績拡大へのコミットメントをさらに高めることを目的として、当社の取締役、監査役および従業員に対して、本新株予約権を発行するものであります。

(2) 新株予約権の発行要領

- ① 新株予約権の数 46,312,000個
- ② 発行価額 新株予約権1個につき0円
- ③ 新株予約権の割当日 2025年10月28日
- ④ 払込期日 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない

(3) 新株予約権の内容

- ① 新株予約権の目的である株式の種類および数
普通株式1株（新株予約権1個につき1株）
- ② 行使価額
1株当たり6円

(4) 行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」といいます。）は、2027年10月29日から2040年10月28日までとする。

(5) 行使条件

- ① 本新株予約権は、当社普通株式が国内外のいずれかの金融商品取引所に上場されるまでは行使することができない。
- ② 本新株予約権を保有する者（以下「本新株予約権者」といいます。）は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社または子会社の取締役または使用人のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合で、当社取締役会において特別に認められたときはこの限りではない。
- ③ 本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- ④ 本新株予約権者は、当該本新株予約権者に次のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会が別段の取扱いを定めた場合にはこの限りではない。
 - a 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
 - b 当社と競合する業務を営む会社を直接もしくは間接に設立し、または当該会社の取締役等の役員もしくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
 - c 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
 - d 当社の就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
 - e 差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受け、または公租公課の滞納処分を受けた場合
 - f 支払停止もしくは支払不能となり、または振出しもしくは引き受けた手形もしくは小切手が不渡りになった場合
 - g 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合または自らこれを申し立てた場合
 - h 後見開始、保佐開始または補助開始の審判を受けた場合
- ⑤ 各本新株予約権の一部行使はできない。
- ⑥ 本新株予約権者の本新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、2,400万円（または行使時において租税特別措置法の適用を受けることができる権利行使価額の年間の合計額）を超えてはならない。

(6) 増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 新株予約権の割当対象者および数

当社の監査役1名および従業員12名に対して合計6,092,000個

株式会社KABU&ほけんパートナーズの取締役1名および従業員24名に対して合計10,015,000個

株式会社Asian Bridgeの取締役2名および従業員55名に対して合計30,205,000個

(8) 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下総称して「組織再編行為」といいます。）をする場合、当社は、本新株予約権者に対し、組織再編行為の効力発生日に、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」といいます。）の本新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。ただし、以下の条件に沿

って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

(一般募集による新株式の発行)

当社は、2025年10月28日付の臨時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、以下のとおり一般募集による新株式の発行を行うことを決議いたしました。

(1) 募集方法	一般募集
(2) 発行する株式の種類及び数	カブアンド種類株式 600,000,000株（注） 1
(3) 発行価格	1株につき6円～10円（注） 2
(4) 資本組入額	1株につき3円～5円（注） 3
(5) 発行価額の総額	3,600,000,000円（注） 4
(6) 申込期間	2026年5月7日～2026年5月29日
(7) 払込期日	2026年6月19日
(8) 資金の使途	カブアンド種類株式は、当社グループのサービスを利用する際やその他の機会(キャンペーンへの参加、アンケートへの回答および商品の購入等)に当社が申込者に付与した株引換券に対応して発行されます。本件前払式支払手段発行者は、払込期日において、本件前払式支払手段の利用に伴う加盟店への精算金として、当該本件前払式支払手段相当額の金銭を当社に対して支払いますが、当該金銭は当社が申込者に付与した株引換券に対応して支払われるものです。したがって、カブアンド種類株式の発行は資金調達を目的とするものではありませんので、該当事項はありません。

- (注) 1. 本株主総会において決議されたカブアンド種類株式の発行数の見込数(上限数)であり、2025年10月28日現在では発行数は確定しておりません。
2. 発行価格は、2025年10月23日付の山田コンサルティンググループ株式会社によるカブアンド種類株式の評価額を基準として決定した想定発行価格の範囲であり、2026年4月27日開催予定の臨時株主総会において決定する予定であります。
3. 資本組入額は、当該想定発行価格の範囲を基準として算出した見込額であります。
4. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、2025年10月28日現在における見込額であります。

(子会社との貸付枠契約の締結)

当社は、2025年10月27日付の取締役会において、株式会社Asian Bridge(以下「Asian Bridge」といいます。)の運転資金確保のため、Asian Bridgeとの間で限度額2億円（利率：貸付期間に応じたTIBOR＋スプレッド(固定金利)、契約期間2025年10月28日～2026年10月27日（期間満了後においても、当社およびAsian Bridgeの書面による合意により契約を更新することができる））とする貸付枠契約を締結することを決議し、同日付で契約を締結いたしました。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	2月1日から1月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年1月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年1月31日、毎年7月31日
1単元の株式数	—
株式の名義書換え	
取扱場所	株式会社カブ&ピース 東京都港区虎ノ門四丁目1番1号
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	—
公告掲載方法	当社の公告方法は日刊工業新聞としております。
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、上場会社でないため金融商品取引法第24条の7第1項の適用がありません。

2【その他の参考情報】

最近事業年度の開始日から本有価証券届出書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度(第1期)(自 2024年2月9日 至 2025年1月31日) 2025年4月25日 関東財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書の訂正報告書

上記(1)に係る訂正報告書を2025年5月2日に関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書

事業年度(第2期中)(自 2025年2月1日 至 2025年7月31日) 2025年10月28日 関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

①企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2に基づく臨時報告書 2025年4月25日 関東財務局長に提出。

②企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく臨時報告書 2025年10月9日 関東財務局長に提出。

③企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく臨時報告書 2025年10月15日 関東財務局長に提出。

④企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2に基づく臨時報告書 2025年10月28日 関東財務局長に提出。

⑤企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号に基づく臨時報告書 2025年10月28日 関東財務局長に提出。

(5) 有価証券届出書およびその添付書類

①一般募集によるカブアンド種類株式の発行 2024年10月31日 関東財務局長に提出。

②一般募集によるカブアンド種類株式の発行 2025年4月25日 関東財務局長に提出。

(6) 有価証券届出書の訂正届出書

①上記(5)①に係る訂正届出書を2024年11月20日、2024年12月9日、2024年12月10日、2024年12月20日、2025年2月5日、2025年2月21日、2025年4月1日、2025年4月25日および2025年5月2日に関東財務局長に提出。

②上記(5)②に係る訂正届出書を2025年5月2日、2025年6月20日、2025年8月4日、2025年9月16日、2025年10月9日、2025年10月15日および2025年10月28日に関東財務局長に提出。

第三部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年4月25日

株式会社カブ&ピース
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長 谷 川 敬
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤 間 信 貴
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社カブ&ピースの2024年2月9日から2025年1月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カブ&ピースの2025年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の

独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年10月24日

株式会社カブ&ピース
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長 谷 川 敬

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 間 信 貴

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社カブ&ピースの2025年2月1日から2026年1月31日までの第2期事業年度の中間会計期間(2025年2月1日から2025年7月31日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社カブ&ピースの2025年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(2025年2月1日から2025年7月31日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記の中間監査報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。